

信書便 年報 2008

総務省 / 情報流通行政局
郵政行政部 信書便事業課

Correspondence Delivery Business Division
Postal Services Policy Planning Department
Information and Communications Bureau
Ministry of Internal Affairs and Communications

平成20年度版



信書便年報
(平成20年度版)

総務省
情報流通行政局
郵政行政部
信書便事業課



信書便年報

総務省 / 情報流通行政局
郵政行政部 信書便事業課

はじめに

本年報は、民間事業者による信書の送達事業の現況について広く知っていただくために、総務省においてとりまとめたものです。

はがきや手紙などの信書の送達の事業について、民間事業者の参入を認める「民間事業者による信書の送達に関する法律」が平成15年4月に施行されて以来、5年あまりが経過しました。信書便事業への参入事業者は平成19年度末現在で253者を数え、取扱通数も毎年着実に増加するなど、信書便事業は社会の中で確実に広がりを見せています。

信書便市場においては、巡回集配サービスやバイクなどによる急送サービス、慶弔メッセージカードの配達サービスをはじめ、利用者のニーズを踏まえたきめの細かい様々なサービスが提供されています。また、警備業者や福祉事業者など、運送事業を本業としない事業者の参入が見られるなど、サービスの提供主体にも広がりが生じています。

本年報では、こうした信書便事業の現況について、説明やデータに加え、代表的なサービスの流れや実際の利用者・事業者からの話などのトピックを織り交ぜながら紹介しています。また、信書便制度の周知や個人情報保護の推進など信書便事業に関する総務省の取組や、信書便事業の開始手続などについても、これまで以上に分かりやすい形で掲載しております。

本年報が引き続き、国民の皆様方に広く活用され、我が国の信書便事業の現況や信書便事業に関する取組についてのご理解をより一層深めていただく一助となれば幸いです。

平成20年9月
総務省 情報流通行政局
郵政行政部 信書便事業課




contents

はじめに

本編




第1章 信書便事業の現況

2 第1節 信書便事業とは

- 2 1 「信書」とは
- 3 2 信書便事業の種類
- 4 3 主な信書便サービス
 - 4 (1) 巡回集配サービス
 - 5 (2) 定期集配サービス
 - 6  利用者の声 ①
 - 7  利用者の声 ②
 - 8 (3) ビジネス文書の急送サービス
 - 9  事業者の声 ①
 - 10 (4) メッセージカードの配達サービス
 - 11  事業者の声 ②
 - 12 (5) 高セキュリティサービス
 - 13  事業者の声 ③




14 第2節 信書便事業の現況


- 14 1 参入事業者数と役務の種類別提供者数の推移
- 15  公文書集配業務の信書便事業者への委託状況
- 16 2 参入事業者の経営形態と規模
- 17  貨物運送事業以外の分野からの参入例
- 18 3 提供区域別及び本社所在地別の参入状況
- 19 4 引受通数の推移
- 20 5 売上高の推移
- 21  信書便サービスの利用を決めた理由と効果・成果

第2章 信書便事業に関する総務省の取組



24 第1節 信書便事業説明会の実施

- 25  「信書」の取扱いについて知ったきっかけ

26 第2節 他人の信書の送達に関する適法性の確保

- 27  請求書はメール便で送れるの？ ～信書の送達に関するQ & A～

28 第3節 個人情報保護の推進

- 29  個人情報の保護に関する事業者の取組例
- 30  地域における信書便



第3章 民間参入の沿革と今後の動向

38 第1節 信書便法が制定されるまで


39  郵便事業の沿革

40 第2節 信書便事業に参入するには

- 40 1 事業を開始するまでの流れ
- 41 2 事業の実施に関する許認可の基準
- 42 3 事業開始後の遵守事項
- 43 4 事後的な監督



44 第3節 郵便・信書便制度の見直しの状況

- 44 1 「郵便におけるリザーブドエリアと競争政策に関する研究会」の開催
- 45 2 「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」の開催
- 46  諸外国における民間参入の動向

資料編

49 資料1 信書に該当する文書に関する指針

55 資料2 民間事業者による信書の送達に関する法律

67 資料3 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則

83 信書便に関するお問い合わせ先



凡 例

■ 文中における略号は次のとおりです。

略号	正式名称
信書便法	民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年7月31日法律第99号)
施行規則	民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則(平成15年1月24日総務省令第27号)

法令等の内容は、平成20年3月31日現在です。

第1章

信書便事業の現況

通信手段の一つである信書の送達の事業は、130年以上もの間、郵便事業として国が独占して行ってきましたが、平成15年4月から信書便法が施行され、郵便事業とは別の信書便事業として、民間事業者の参入する途が開かれました。この章では、「信書」とはどのようなものか、信書便事業にはどれくらいの事業者が参入し、どのようなサービスを提供しているのかといったことをご紹介します。

内容

第1節 信書便事業とは

P2

- 1 「信書」とは
- 2 信書便事業の種類
- 3 主な信書便サービス

第2節 信書便事業の現況

P14

- 1 参入事業者数と役務の種類別提供者数の推移
- 2 参入事業者の経営形態と規模
- 3 提供区域別及び本社所在地別の参入状況
- 4 引受通数の推移
- 5 売上高の推移

第1節 信書便事業とは

1 「信書」とは

「信書」とは、はがきや手紙のように、特定の受取人に対して、差し出した人の意思を表示したり、事実を通知する文書をいいます。

はがきや手紙のほかにも、請求書や契約書、招待状、証明書、一部のダイレクトメールなども、特定の受取人に対し内容を伝えるために送付する場合は「信書」に該当します。

「信書」は通信手段であり、憲法が保障する通

信の秘密を保護する必要があることから、「信書」についての秘密を侵すことは禁止されています（P42参照）。また、他人の「信書」の送達の事業は、郵便事業株式会社と信書便事業者のみ行うことができ、宅配便やメール便で「信書」の送付を行うことは禁止されています（P26～27参照）。

なお、信書便法では、「信書」そのものだけでなく、信書の包装及びその包装に封入される信書以外の物を含めた「信書便物」を単位として、様々な取扱いを定めています。

信書に該当する文書の例

- 書状
- 請求書の類
類例：納品書、領収書、見積書、願書、申込書、申請書、申告書、依頼書、契約書、照会書、回答書、承諾書
- 会議招集通知の類
類例：結婚式等の招待状、業務を報告する文書
- 許可書の類
類例：免許証、認定書、表彰状
- 証明書の類
類例：印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写し
- ダイレクトメール
・文書自体に受取人が記載されている文書
・商品の購入等利用関係、契約関係等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されている文書

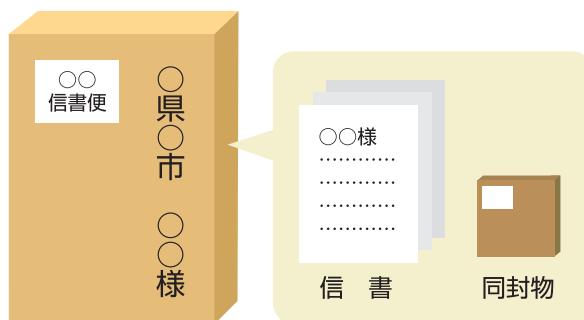
信書に該当しない文書の例

- 書籍の類
類例：新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスター
- カタログ
- 小切手の類
類例：手形、株券
- プリペイドカードの類
類例：商品券、図書券
- 乗車券の類
類例：航空券、定期券、入場券
- クレジットカードの類
類例：キャッシュカード、ローンカード
- 会員カードの類
類例：入会証、ポイントカード、マイレージカード
- ダイレクトメール
・専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの
・専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなもの

信 書 便 物



・ 信書そのもの



・ 信書と信書以外のものを封入した包装

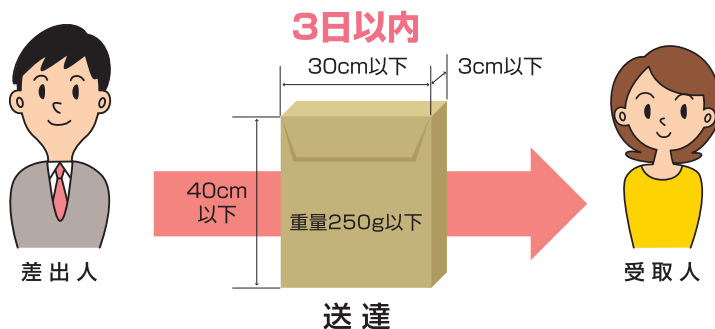
2 信書便事業の種類

信書便事業には、以下の2つの種類があります。

一般信書便事業

国民生活にとって基礎的な通信サービスを確保する観点から、「一般信書便役務」(※)と呼ばれるサービスを必ず提供する義務がある類型です。(それ以外にも任意の信書便サービスを取り扱うことができます。)

※ はがきや手紙など、軽量・小型の信書便物(長さ40cm・幅30cm・厚さ3cm以下で、重量250g以下)を全国均一料金で全国において引き受け、国内において原則3日以内に送達するサービスです。

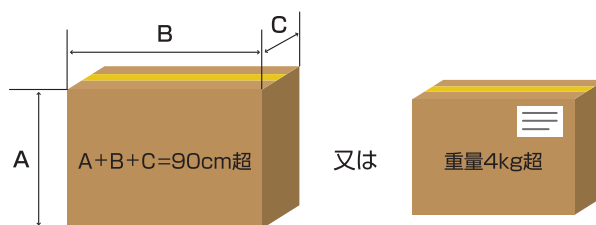


特定信書便事業

特定の需要に応えるサービスを提供するもので、以下のいずれかに該当するサービスのみを提供できる類型です。

① 大きい／重いサービス (以下「1号役務」といいます。)

長さ、幅及び厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するサービス



② 急送サービス (以下「2号役務」といいます。)

差し出された時から3時間以内に信書便物を送達するサービス



③ 付加価値の高いサービス (以下「3号役務」といいます。)

料金の額が1,000円を下回らない範囲内において総務省令で定める額(国内は1,000円)を超えるサービス



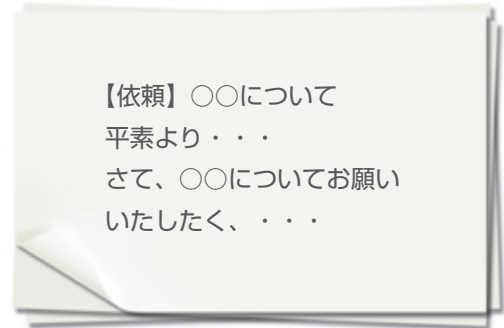
3 主な信書便サービス

現在、信書便事業者が提供している主なサービスをご紹介します。

(1) 巡回集配サービス

対象信書の例：通知文書、依頼文書、
指示文書

一定のルートを巡回して、各地点で信書便物を順次引き受け、配達するサービスです。企業（本社、支社間ほか）や自治体（本庁、出張所、学校、図書館ほか）、大学（キャンパス間ほか）などで利用されています。



サービスの流れ（例）

- ① 信書便事業者と利用者（顧客）との間で、あらかじめ、巡回するルートや地点数、スケジュールなどの仕様を調整します。



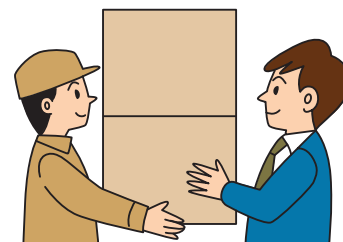
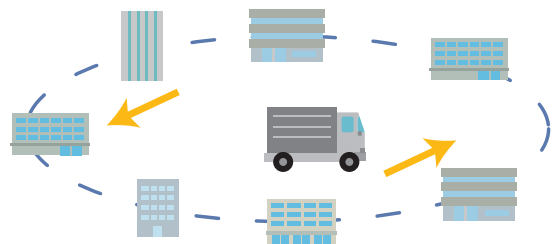
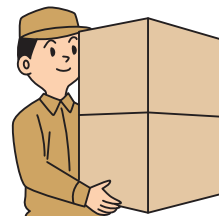
- ② 起点（本社・本庁など）で各巡回先あての信書便物の通数などを確認の上、引き受けます。



- ③ 各巡回先を巡回して、順次、信書便物の通数などを確認の上、配達するとともに、起点あての信書便物の通数などを確認し、引き受けます。



- ④ ルートを一巡したら、各巡回先から起点あての信書便物の通数などを確認の上、配達します。



(2) 定期集配サービス

対象信書の例：通知文書、指示文書、請求書

一定のルートを実行的に運行して、各地点で信書便物を順次引き受け、配達するサービスです。企業の内部（本社から支社、支社から営業所ほか）や、企業間（取引先間ほか）などで利用されています。

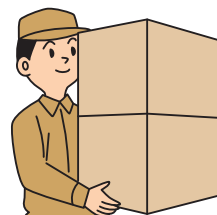
【通知】〇〇について
平素より・・・
さて、〇〇については、
・・・

サービスの流れ（例）

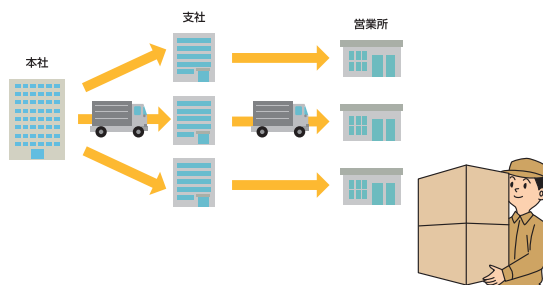
- ① 信書便事業者と利用者（顧客）との間で、あらかじめ、運行するルートや地点数、スケジュールなどの仕様を調整します。



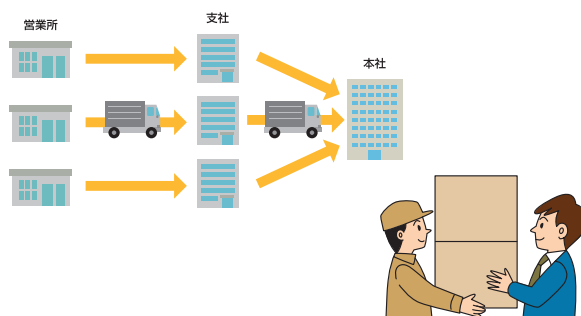
- ② 本社など（起点）で、支社など（各集配先）あての信書便物について、通数などを確認の上、引き受けます。



- ③ ルートに従って運行し、支社などで信書便物の通数などを確認の上、配達するとともに、その支社など（起点）から営業所など（各集配先）あての信書便物について、通数などを確認の上、引き受けます。



- ④ ルートに従って運行し、営業所などで信書便物の通数などを確認の上、配達します。





利用者の声①

大阪府庁では、平成17年度から公文書の巡回集配を信書便事業者に委託しており、平成19年度は、府の出先機関や府立学校、府内の市町村など計376機関を、1日1回・13コースの運行で巡回する集配業務を委託しています。

以下は文書集配に関するご担当者からお聞きしたお話です。

1 信書便サービスを導入することとした経緯を教えてください。

当庁では、もともと、運送業者が運転する車に職員が同乗する形で公文書を巡回集配していましたが、平成13年に作成された行財政計画(案)を受けて民間委託の検討を行い、15年の信書便法の施行を踏まえ、信書便を導入しました。



2 信書便サービスの導入に当たって特に留意したことはありますか？

利用の利便性を第一に考え、全面委託に移行する中でも、それまでに定着した運営を極力維持するようにしました。
また、天然ガス車などの環境に優しい車両の使用を入札の仕様としたこともあり、事業者の負担軽減や入札価格への影響を考慮して、契約期間を3年としました。



3 信書便サービスの導入により得られた効果を教えてください。

巡回集配に前後する仕分け業務なども含めた数字ですが、経費が導入前の約4割となりコスト削減に寄与しています。



4 庁内の各部局や巡回先など、関係者の反応はいかがですか？

導入前の運営を極力維持する方針で導入したため、特に目立った混乱や意見はなく、安定的に実施されています。





利用者の声②

名古屋市役所では、平成15年度から公文書の巡回集配を信書便事業者に委託しており、平成19年度は、市内の区役所や保健所、消防署など計91機関を1日1回(区役所は2回)、午前5コース・午後4コースの運行で巡回する集配業務を委託しています。

以下は文書集配に関するご担当者からお聞きしたお話です。

1 信書便サービスを導入することとした経緯を教えてください。

当市ではもともと職員が公文書を巡回集配していましたが、平成13年の行財政改革計画で示された民間委託への取組の一環として、信書便法の成立・施行を踏まえ導入しました。



2 信書便サービスの導入に当たって特に留意したことはありますか？

それまで使っていた箱(3辺計90cm未満)や棚などの設備をそのまま活用する方針で臨みました。午前・午後の2回集配の運営を維持することもあり、事業者の方には2号役務によりサービスを提供していただいています。



3 実際の利用に当たって工夫している点を教えてください。

巡回先の各区役所から市役所本庁あての信書便物について、あらかじめ最終的な受取先である各部局ごとに内袋で分けた上で箱に収納して、仕分け作業の効率化を図っています。



4 信書便サービスの導入により得られた効果を教えてください。

コスト面について、導入前の3分の1程度となったほか、併せて運営面(受取り場所など)を改善したことにより、効率化と利便性の向上の両方を実現することができました。



(3) ビジネス文書の急送サービス

対象信書の例：請求書、領収書、見積書

請求書や領収書などの信書便物について、比較的近い距離や限定された区域内を急送するサービスです。引き受けた配送員がそのまま直接配達する方法と、ハブ機能をもたせた営業所を経由して運びつなぐ方法があります。

御 請 求 書

2008年 ○月 ○日

【請求書】

下記のとおりご請求申し上げます。

ご請求金額 □□□円 青 太郎

〒123-4567 東京都○○区○○町○丁目

電話 03(0000)1234

FAX 03(1234)0000

サービスの流れ(例)

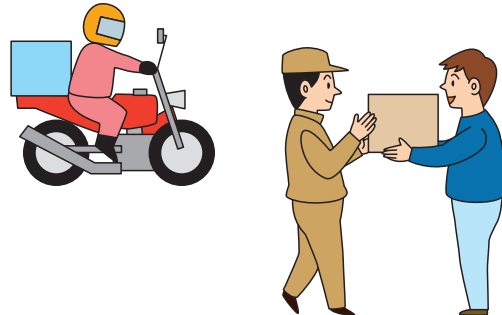
- ① 利用者(顧客)がコールセンターに連絡し、引受場所、配達先などの情報を知らせます。



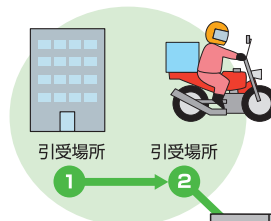
- ② コールセンターが、指定された引受け場所に最も近い配送員に連絡し、引受けを指示します。



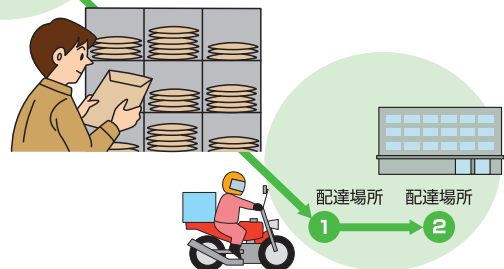
- ③ 配送員が指定された引受け場所まで取り集めに出向き、信書便物を引き受けます。



- ④ **直接配送するパターン**
指定された配達先まで直接向かい、信書便物の通数などを確認の上、配達します。



- 営業所を経由するパターン**
引き受けた信書便物を、ハブ機能を有する営業所まで一旦運び、そこで方面別に区分して配達先の地域を担当する別の配送員が配達先に向かい、通数などを確認の上、配達します。





事業者の声①

関東地方で、バイクや自転車により貨物(信書に当たらない書類や小型の荷物)を急送する事業を営むA社は、平成15年度に信書便事業に参入し、同様にバイクや自転車を用いて信書を急送するサービスを提供しています。

以下はこのサービスのご担当者からお聞きしたお話です。

1 このサービスの提供に当たって苦労された点は何ですか？

設備やネットワーク、ノウハウについては、すでに実施していた貨物の急送事業のものを活用できましたが、新たに信書を取り扱うこととなるため、信書に関する考え方などを従業員や配送員に徹底させることに気を配りました。



2 信書の秘密の保護などについて、従業員や配送員に対する教育としては、具体的にどのような取組をされていますか？

日頃の業務実施の際に取扱いを徹底するほか、個別具体的内容を盛り込んだ事例集を作成・活用したり、年に1回はテストを実施するなど、身近な内容で繰り返し意識づけをするようにしています。テストの点数の低い者は再研修としたり、正答率を教材作りに反映させたりもしています。



3 このサービスは、どのような業種の方がよく利用していますか？

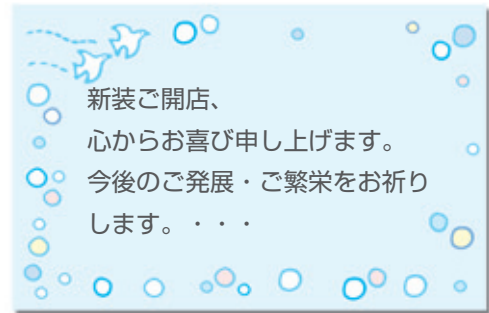
弊社のサービスが情報保護を重視していることもあって、特に情報保護に対する意識の高い金融関係の方のご利用が、上場/非上場を問わず圧倒的に多くなっています。



(4) メッセージカードの配達サービス

対象信書の例：慶弔メッセージ

お祝いやお悔やみといったメッセージをインターネットや電話、FAXで受け付けた後、配達先に比較的近い地域でメッセージカードを印刷し、そのカードを装飾が施された台紙やぬいぐるみなどと一緒に配達するサービスです。



サービスの流れ(例)

※ 以下はインターネットによる引受けの例です。

- ① 利用者(顧客)がインターネットにより、配達先やメッセージの内容、台紙やぬいぐるみなどの指定を行い、データを送信します。



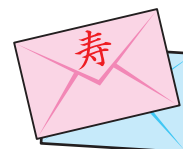
- ② 送信された情報が、事業者のサーバに記録されます。



- ③ サーバに記録されたメッセージを、配達先エリアを担当する営業所で紙に印刷します。



- ④ 印刷されたメッセージに、台紙やぬいぐるみなどを付して信書便物を作成し、配達します。





事業者の声②

近畿地方に本社のあるB社は、平成16年度に信書便事業に参入し、様々な台紙やぬいぐるみなどの装飾を付してお祝いやお悔やみのメッセージを送付するサービスを提供しています。以下はこのサービスのご担当者からお聞きしたお話です。

1 提供されている信書便サービスの具体的な内容を教えてください。

主にインターネットでメッセージを引き受け、お客様が指定した台紙やぬいぐるみなどを付して全国に配達しています。一定の文字数までは均一料金とし、14時までに受け付けた場合は、基本的にその日のうちに配達することが可能です。



2 このサービスを提供するにあたり、苦労した点は何ですか？

サービスの開始当初から全国エリアでの配達をするために、休日を含めて配達していただける提携先を各地で確保することに非常に苦労をしました。また、弊社は様々な商品を企画・開発しますが、それらを全国で滞りなく提供できるようにシステムを整備することなどにも気を配っています。



3 このサービスを利用する顧客の傾向や反応があれば教えてください。

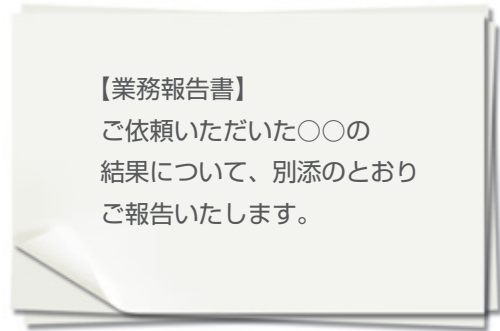
法人のお客様には、主に通信コストを削減する観点から、弊社のサービスをご利用いただいております。他方、個人のお客様には、マスコットキャラクターのぬいぐるみを付したものなど、料金は比較的高いものの特別なサービスについて好評を得ております。



(5) 高セキュリティサービス

対象信書の例：機密性の高い報告書や申込書

機密性の高いビジネス文書などの信書便物について、専用の箱・コンテナへ収納したり情報システムを用いて照合確認するなどによりセキュリティを確保しながら、航空機等を利用して全国に配達するサービスです。



サービスの流れ(例)

※ 引受けから配達までの以下の流れの中で、情報システムを用いた管理を行います。

- ① 利用者(顧客)において、専用の箱などを用いて信書便物を作成します。



- ② 事業者が利用者(顧客)の事務所などへ取り集めに出向き、信書便物の通数などを確認の上引き受けます。



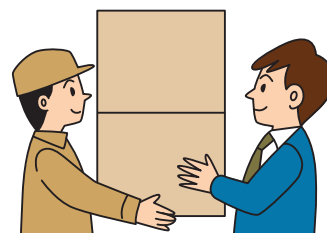
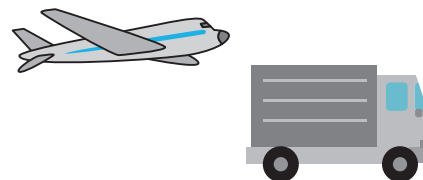
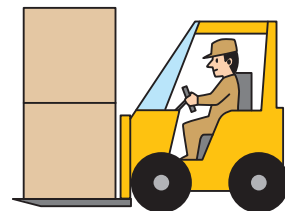
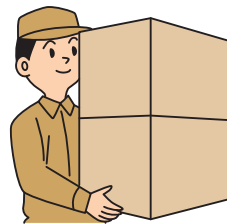
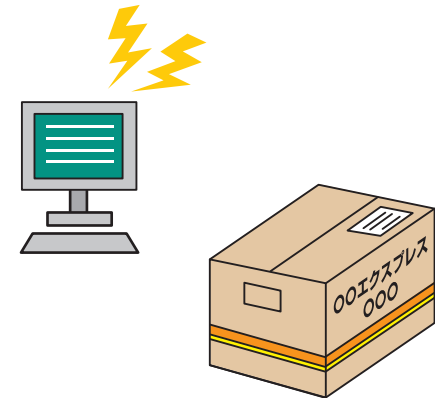
- ③ 発送店で、一般の貨物とは区分して積み込むなど運送に必要な準備を行い、発送します。



- ④ 航空機やトラックを利用して到着店まで運送します。



- ⑤ 到着店で到着状況を個別に確認した上で配達先に向かい、配達します。





事業者の声③

関東地方に本社のあるC社は、平成18年度から、法人顧客に対して航空機を利用したセキュリティの高い信書便物の送付サービスを提供しています。

以下は、このサービスのご担当者からお聞きしたお話です。

1 このサービスは、どのような業種の方がよく利用していますか？

上場企業のような大手のお客様のご利用が多いです。その中でも、情報通信や金融関係といった、情報管理について比較的意識の高い分野のお客様がよくご利用になられます。



2 御社ではもともと、貨物の運送として、個人情報に記載された文書を送る高セキュリティサービスを提供されていますが、それに加えて信書便についても実施することとした背景を教えてください。

信書についての認識の広まりを受け、お客様から、「高いセキュリティで信書を送ってほしいのだが、そういったサービスはないのか。」といったご相談・ご要望を受けたこともあり、貨物運送のサービスに加え、信書便でも高セキュリティのサービスを提供することとしました。



3 このサービスの開発に当たって留意した点を教えてください。

機密性の高い専用の箱を新たに開発したり、一般の貨物と区分して異なる取り扱いとしたり、従業員や委託先の教育管理を徹底するなどの点で工夫をしつつ、過剰に高コストとならないよう、サービスの質と価格の両面のバランスを確保することに留意しました。



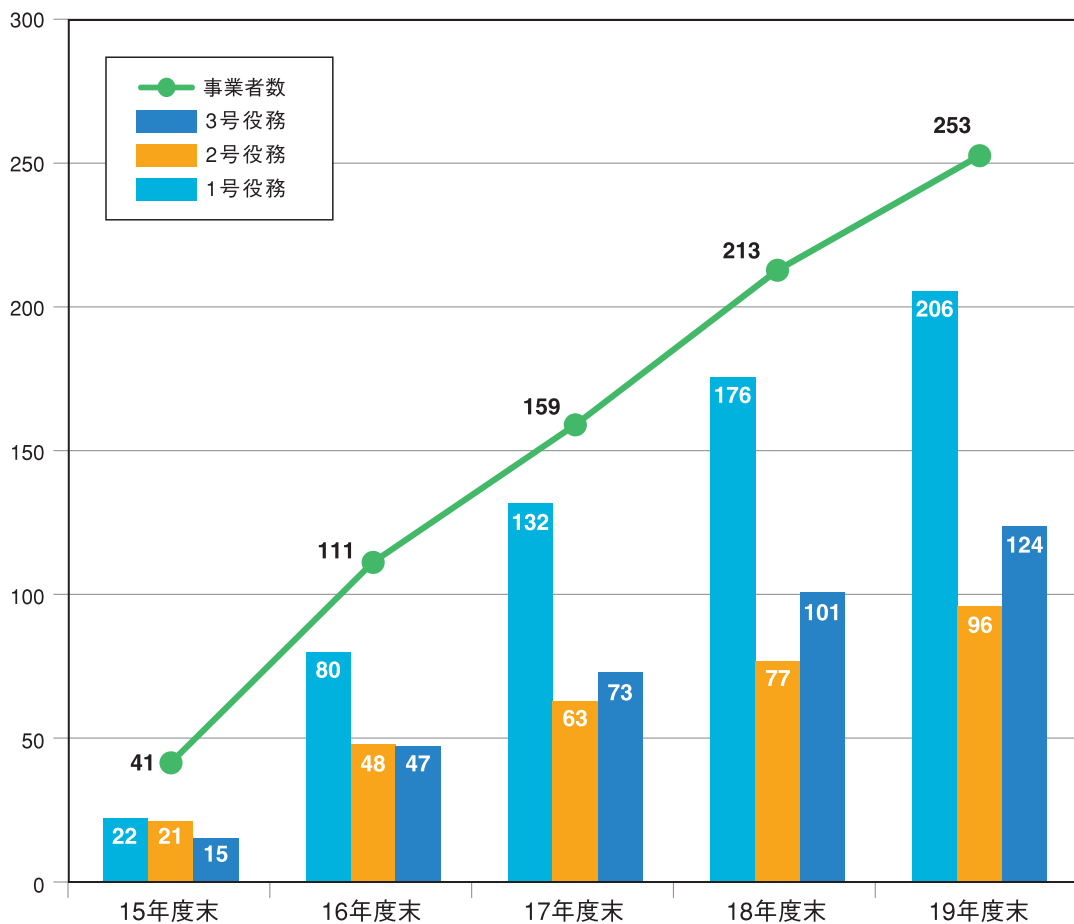
第2節 信書便事業の現況

1 参入事業者数と役務の種類別提供者数の推移

一般信書便事業への参入はないものの、特定信書便事業への参入は増加を続け、平成19年度末時点で253 者が参入しています。

役務別に見ると、1号役務を提供する事業者の増加が目立ちますが、これは、17年度から公文書の巡回集配業務（P 4 参照）を信書便事業者に委託する自治体が増加し（P 15 参照）、受託を見込んで当該業務の実施に比較的なじみやすい1号役務で参入を行う事業者が多いためと考えられます。

■ 図表1 参入事業者数（折れ線）と役務の種類別提供者数（縦棒）の推移



※ 複数の役務を提供する事業者がいるため、事業者数と役務の種類別提供者数の合計は一致しません。

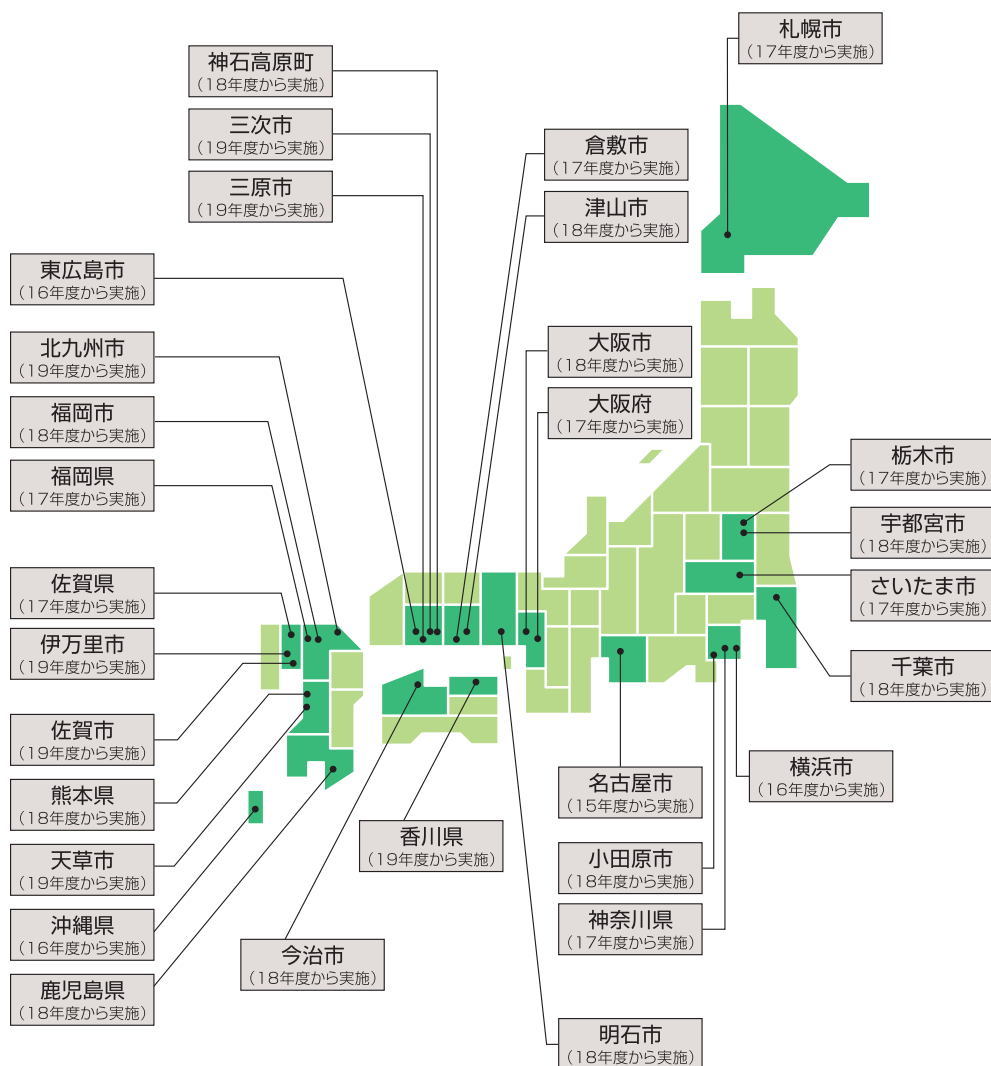


公文書集配業務の信書便事業者への委託状況

自治体においては、厳しい財政状況などを踏まえて行財政改革の努力が続けられていますが、そうした取組の一環として、公文書の集配業務を信書便事業者に委託することで業務の効率化を図る団体が広がっています。以下は、全国の自治体における公文書集配業務の信書便事業者への委託状況です。

■ 図表2 公文書集配業務の信書便事業者への委託状況(平成19年度末時点)

※ 各団体のホームページ等により総務省において把握したもの



2 参入事業者の経営形態と規模

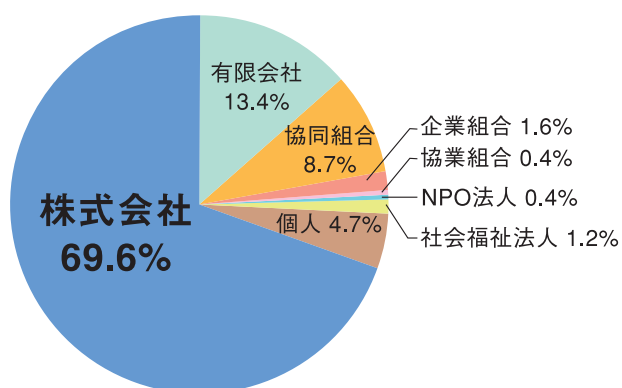
会社形態の事業者は参入が始まった当初から多数を占め、現在は全体の約8割となっています。また、協同組合は、特に16・17年度に相次いで参入し、現在は1割弱を占めています。こうした会社や協同組合の多くは、本業である貨物運送事業の車両や人員、ノウハウを活用して事業を展開しています。

他方、少数ながら貨物運送事業以外の分野からの参入も見られます。特に近年、障がい者の方々

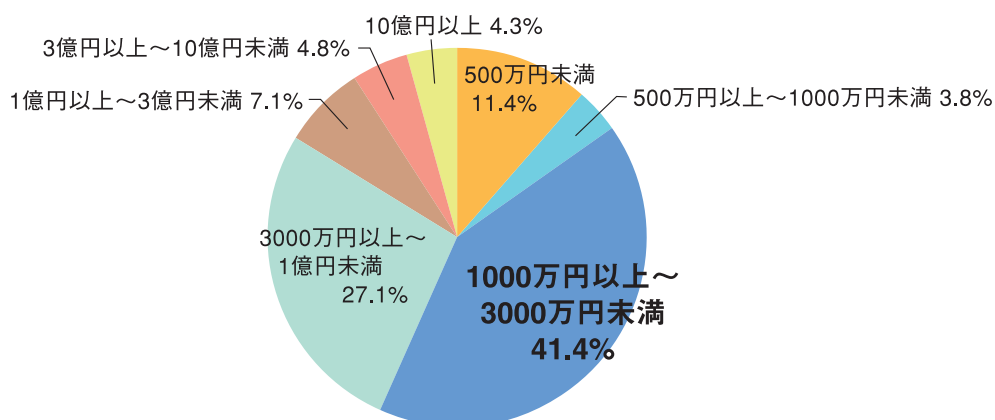
の就労支援の観点から、福祉事業を行うNPO法人（特定非営利活動法人）や社会福祉法人が参入する（P17参照）など、事業者の経営形態の幅に広がりが生じています。

また、会社形態の参入事業者を資本金規模別に見ると、3千万円未満が全体の6割弱を、その中でも1千万円未満が約15%を占めており、個人事業主などの存在をあわせ考えると、小規模な事業者による参入も比較的容易な事業の実態が見て取れます。

■ 図表3 参入事業者の経営形態（平成19年度末時点）



■ 図表4 会社形態の参入事業者の資本金規模（平成19年度末時点）





貨物運送事業以外の分野からの参入例

— NPO法人D —

九州地方のNPO法人Dは、知的障がい者の方が楽しく働ける作業所としてクッキー等の菓子の製造・販売を行っています。平成18年度に信書便事業に参入し、自治体の公文書の巡回集配サービスを提供しています。

以下は信書便事業のご担当者からお聞きしたお話です。

1 信書便事業に参入することとした経緯を教えてください。

自治体の福祉担当の職員の方が文書集配のご担当となり、集配業務の入札参加を打診いただいたのがきっかけです。
養護学校の卒業生を多数受入れ予定だったことや、菓子販売による通所者の賃金が約1万円という状況を踏まえ、賃金の増額と社会参加の拡大を目指して参入しました。



2 どんな内容・方法で信書便サービスを提供していますか？

自治体の本庁から出発して、出張所や図書館、区長宅などに公文書などを配達しており、当施設の職員が車の運転を、比較的障がいの軽い通所者5人程度が分担して信書便物の受渡しなどを行っています。作業時間が1～3時間なので、菓子製造の合間にメリハリをつけて実施しています。



3 信書便事業への参入により得られた効果を教えてください。

経済面では、通所者の賃金を40%ほど増額することができました。
また、当施設では、プロ意識を持って働くことを心がけていますが、信書便事業への参入により、配達時に様々な方と触れ合う機会が増えたことで、通所者の勤労意欲の増進や社会参加の拡大にも寄与しています。



3 提供区域別及び本社所在地別の参入状況

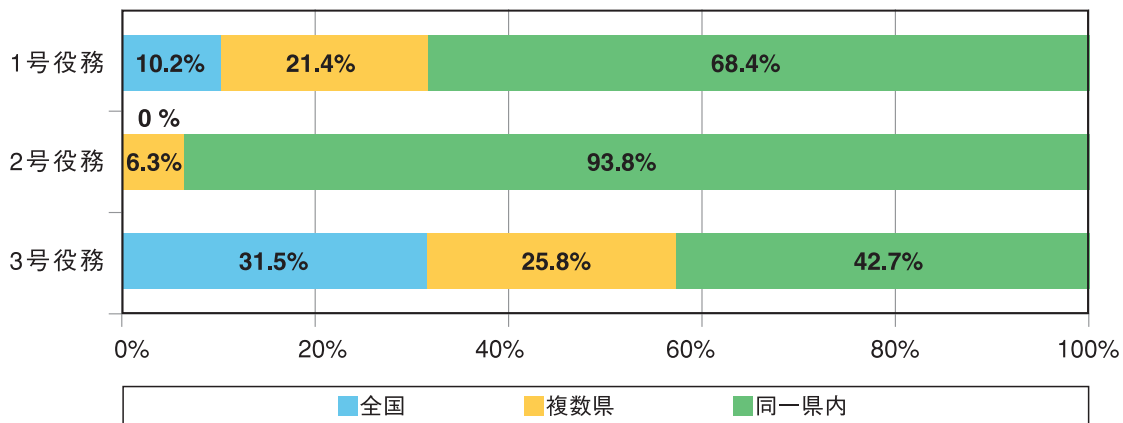
サービスの提供区域を役務別に見ると、1号・2号役務と比較して、3号役務については広域でサービスを提供する事業者が多く見られます。

これは、前者が巡回集配サービス（P 4 参照）や急送サービス（P 8 参照）など、地域に根ざしたサービスの提供を行いやすいのに対し、後者は、メッセージカードの送付サービス（P 10 参照）や航空機を用いた高セキュリティのサービス（P 12

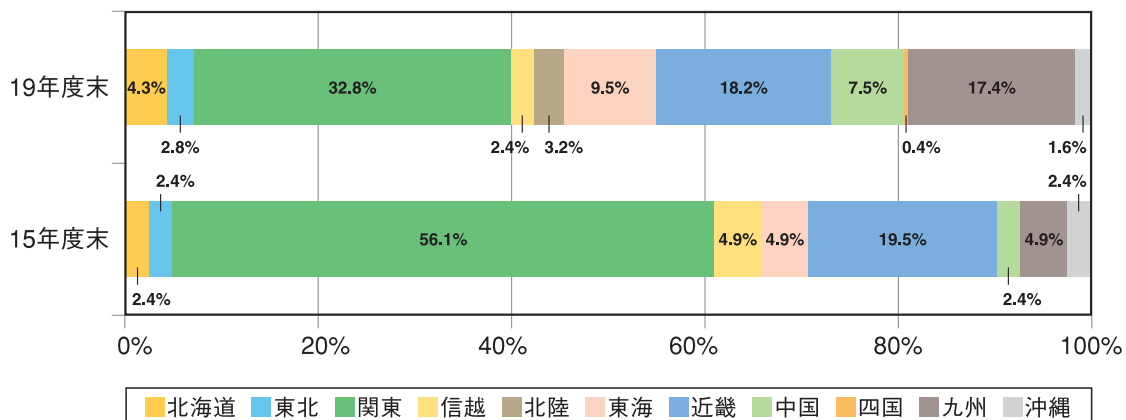
参照）のように、全国での提供がサービスの魅力となる場合が比較的多いためと考えられます。

本社所在地別の参入状況を見ると、関東・近畿・九州に本社を置く事業者が多く見られます。参入開始の当初は関東・近畿に本社を置く事業者の参入が目立ったことと比べ、近年は東海・九州をはじめとして地方に本社を置く事業者の割合が増加しています。

■ 図表5 役務別・提供区域別の参入状況（平成19年度末時点）



■ 図表6 本社所在地別の参入状況

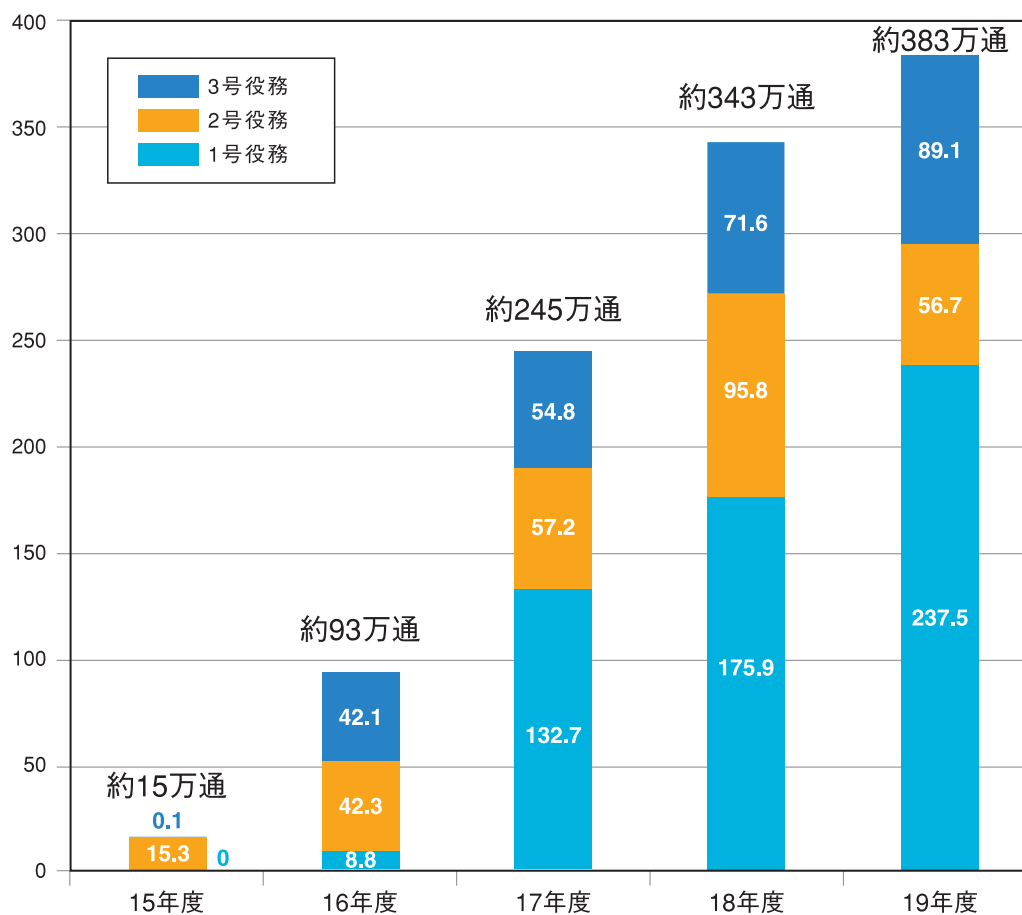


4 引受通数の推移

事業者数の増加にあわせて引受通数も伸びており、平成19年度においては全体で約383万通となり、そのうちの約6割を1号役務が占めています。

平成17年度以降、1号役務の引受通数が大きく増加しましたが、これは、同年度から公文書の巡回集配業務（P 4 参照）を信書便事業者に委託する自治体が増え（P 15 参照）、当該サービスが主に1号役務として提供されたためと考えられます。

■ 図表7 引受通数の推移（単位：万通）



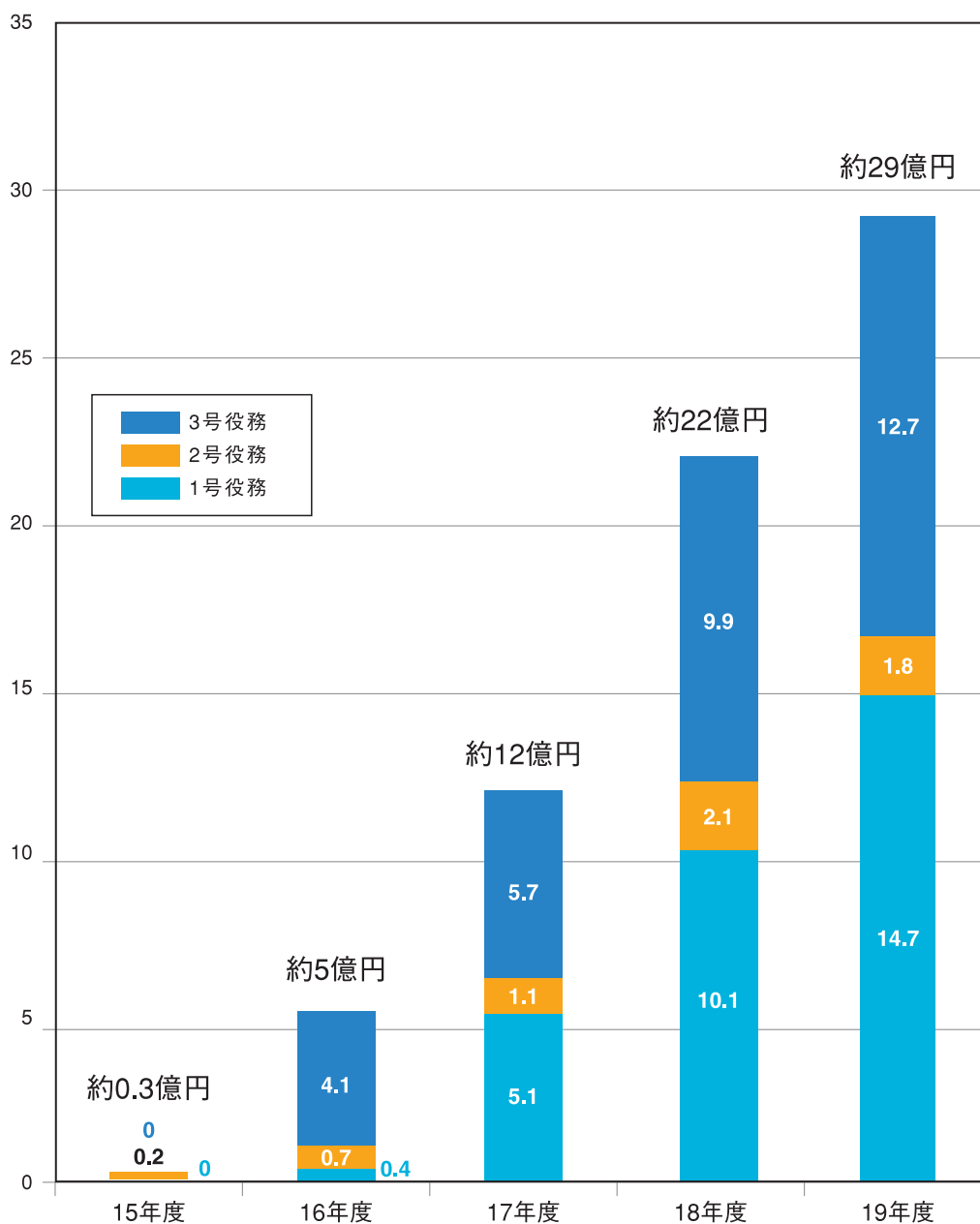
5 売上高の推移

引受通数の増加にあわせて売上高も伸びており、平成19年度においては売上高全体で約29億円に達しています。

直近の年度である平成18年度と19年度を役務別に比較すると、1号、3号の役務において、引受通数（1号：35%、3号：24% P19参照。）とともに

に、売上高（1号：45%、3号：28%）も順調に伸びています。一方で、2号役務は、引受通数で41%、売上高で17%の減少となりました。（%は増減率）

■ 図表8 売上高の推移（単位：億円）





信書便サービスの利用を決めた理由と効果・成果

勤務先(事業所)で信書便サービスを利用していたり過去に利用していたことがある方を対象に、利用を決めた理由や利用の効果・成果についてお訊きしたところ、コスト削減やセキュリティ強化、業務効率の改善、送付時間の短縮など様々な観点からの回答がありました。以下では具体的な例をご紹介します。

メーカー関係の例

【利用を決めた理由】

- 契約書など訴訟リスクのある書類を確実に届ける必要があった。
- 特許の出願について、迅速性や機密性を高める必要があった。
- 従業員の配置転換など、コストの削減につながった。

【利用の効果や成果】

- 重要書類であるとの社員の意識が芽生え、送付の信頼度も向上した。
- 配送人員の配置転換や、ガソリン代・配送用の車の削減ができた。

金融関係の例

【利用を決めた理由】

- 個人情報を取り扱うこともあり、親会社のコンプライアンス担当の部署が行った内部監査で改善を求められた。

【利用の効果や成果】

- 定期・定時に引受け・配達されるため、契約書などのチェック作業を集中して効率化でき、余った時間を他の仕事に振り向けることができた。
- 機密書類に関する苦情の受付数が20%ほど減少した。

卸・小売関係の例

【利用を決めた理由】

- 集荷してもらえ、賠償についても手厚いほか、取引のある会社から、事業を合理化するために良いと紹介を受けた。

【利用の効果や成果】

- 配達に関する問合せができ、誰がいつ受け取ったかなど、配達の様子が明確になった。

第2章

信書便事業に関する総務省の取組

信書便事業は平成15年から新たに参入が可能となった
まだまだ新しい事業であることから、
総務省において、全国各地で信書便事業に関する周知・広報に取り組んでいます。
また、個人情報の保護に関する国民の意識が高まるなか、
信書便事業分野においても適切に個人情報保護が図られるよう、
総務省としても必要な施策を講じているところです。
この章では、こうした信書便事業に関する総務省の取組についてご紹介します。

内容

第1節	信書便事業説明会の実施	P24
第2節	他人の信書の送達に関する適法性の確保	P26
第3節	個人情報保護の推進	P28

第1節 信書便事業説明会の実施

総務省は、「信書」の定義や信書便事業などについて周知を図るとともに、信書便事業への参入を検討する上での参考としていただくため、自治体や貨物運送事業者を主な対象として、全国で説明会を開催してきました。

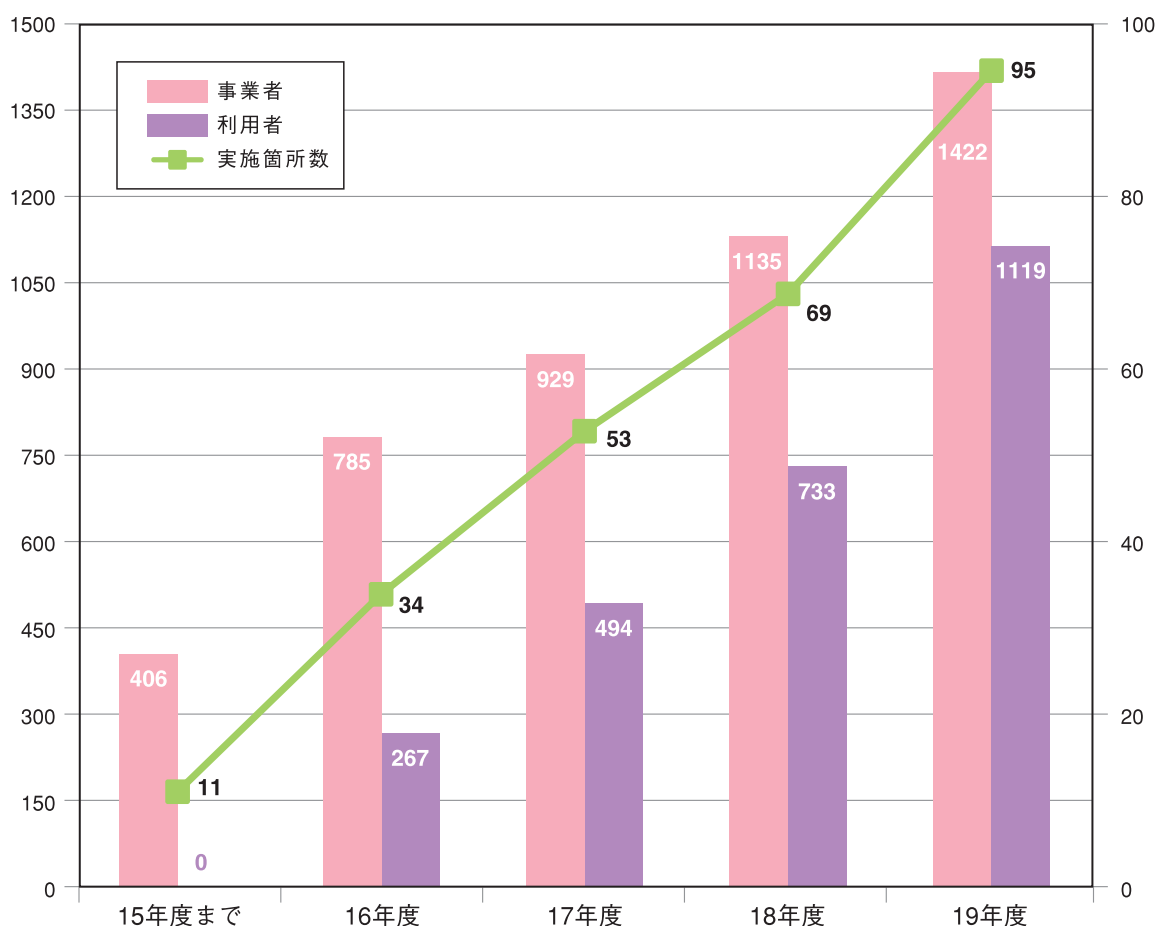
これまでの累計で、全国95ヵ所・ほぼすべての都道府県で開催し、1,422の事業者と1,119の利用者（いずれも延べ数）にご参加いただきました。そ

の様子がテレビや新聞で取り上げられることもあり、参加者のみならず、メディアを通じた形でも、信書便事業への理解を深めていただいています。

また、参入事業者のうち約3割が、説明会をきっかけとして信書便事業の許可を取得しており、新たなサービスの提供の後押しになっています。

総務省としては、今後も説明会を開催して、「信書」の定義や信書便事業などについての周知を進めてまいります。

■ 図表8 信書便事業説明会の実施状況（左軸：参加事業者／利用者数、右軸：実施箇所数）（延べ数）





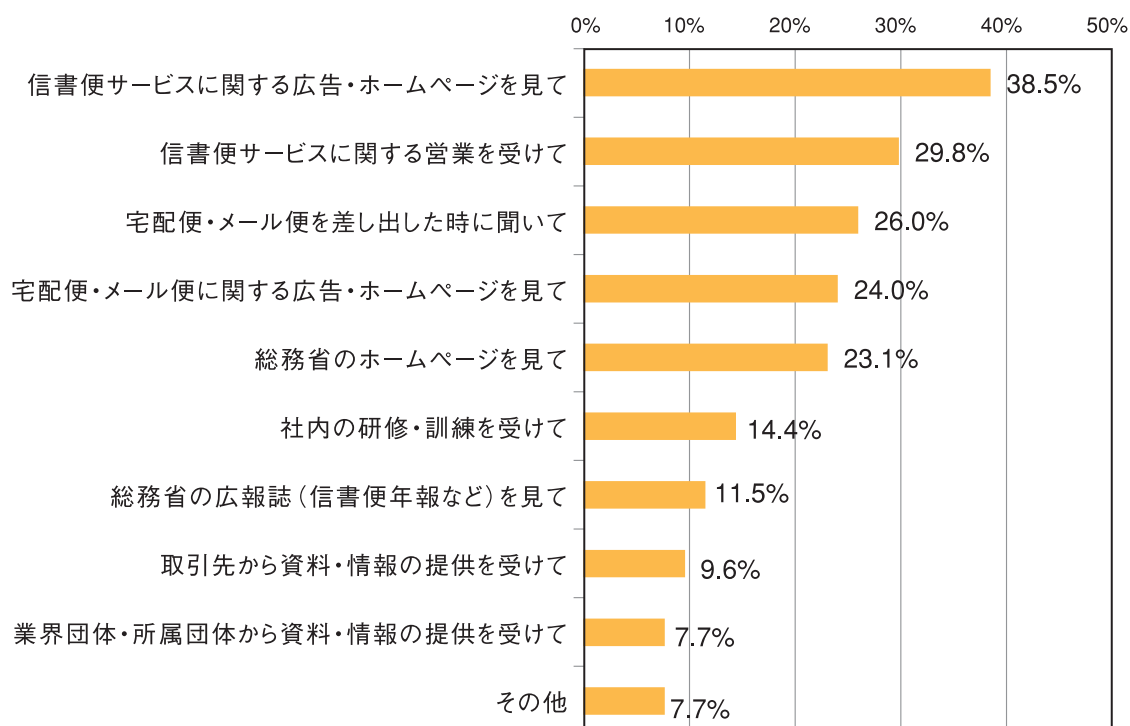
「信書」の取扱いについて知ったきっかけ

勤務先(事業所)で信書便サービスを実際に利用していたり、過去に利用していたことがある方を対象に、「信書」は郵便又は信書便でしか送付できないということを知ったきっかけについてお訊きしました。

回答としては、勤務先で実際の利用経験がある方を対象としたこともあり、信書便事業者の活動によるものが多いほか、宅配便・メール便事業者や総務省による情報提供、社内の研修・訓練、取引先や業界団体からの情報提供など、様々なきっかけによることが分かりました。

総務省としては、ホームページの作成や本年報の配布、説明会での説明などに引き続き取り組むとともに、各種団体に対し会員への周知を依頼するなど、様々な機会を通じて積極的に周知・広報に取り組んでまいります。

■ 図表9 「信書」の取扱いについて知ったきっかけ(複数回答)



第2節 他人の信書の送達に関する 適法性の確保

他人の信書の送達は、郵便又は信書便でしか行えないことが法律で定められています。そのため、郵便を取り扱う郵便事業株式会社以外の者が他人の信書の送達の事業を行うには、信書便事業の許可を取得する必要があります。

こうしたルールが法律で定められている理由は、信書の送達が、宅配便やメール便のような「物の運送」ではなく「通信」手段の一つであっ

て、大きく以下の2つの点に留意する必要があるためです。

総務省では、こうした法律の趣旨について、信書便事業説明会（P24参照）などで周知するほか、これに違反すると認められる事案に対して、差出人と送達事業者の双方に対し、再度繰り返すことのないよう、説明・指導をしています。（16～19年度の4年間では計30件を指導。）

総務省としては、今後とも、こうした法律の趣旨について周知を進めるとともに、法律に違反すると認められる事案に対して指導をまいります。

①「誰でも・いつでも・手軽で・安価に・全国へ」の通信手段を守る

現在の郵便の事業は、採算地域においてサービスを提供して得られる収益で、不採算地域においてサービスを提供して生じる赤字を埋め合わせて、全体として全国均一料金でのサービス提供を維持する構造です。

信書の送達の事業について、仮に自由な営業を認めた場合、採算地域だけでサービスを提供する「いいとこ取り」が発生し、現在の郵便事業を支える構造が崩れて全国サービスの維持が困難となります。

そこで、そうした「いいとこ取り」にはならないということを確認できた事業者に対してのみ、他人の信書の送達を認めることとしています。

②「誰から・誰あてに・いつ・何通・どんな信書を」の秘密を守る

憲法は、基本的人権の一つとして通信の秘密を保障しています。信書は通信のための文書ですので、差し出された信書に関する情報が他人に漏れたりするようなことなどがあってはなりません。

そこで、そうした秘密（信書の秘密）を守ることができるということを確認できた事業者に対してのみ他人の信書の送達を認めることとしています。



請求書はメール便で送れるの？

信書の送達に関するQ&A

具体的な事案が「信書の送達」に当たるかどうかは、「信書に該当する文書に関する指針」(資料1)を踏まえて判断していただくことになりますが、以下では、よくあるお問い合わせを踏まえ、参考となる考え方をお示しします。

Q. 宅配便やメール便では、一切の信書を送れないの？



基本的にはそのとおりですが、貨物を送る際に、無封の添え状・送り状と一緒に送ることは可能です。

(添え状・送り状の定義については、資料1参照)

添え状の具体例

ご結婚おめでとうございます！
ちょっとしたものですが、お祝いのプレゼントを送りますね。
引越し作業が一段落したら、ぜひ新居に遊びに行かせてください。

送り状の具体例

【送付状】

- ・受取人住所：東京都千代田区…
- ・受取人氏名：総務太郎
- ・内容：〇〇〇〇
- ・個数：10 セット(100 個)

Q. 取引先の支店に請求書を送ることは、信書の送達に当たるの？
その請求書を支店が本店に送る場合も、信書の送達に当たるの？



取引先の支店に請求書を送ることは、代金を請求する意思を取引先に伝えることになるので、信書の送達に当たりますが、その送達は取引先の支店に届いた時点で完了したと考えられるため、その請求書を支店が本店に送ることは、信書の送達には当たりません。

Q. 複合ビルの受付に届いた各テナントあての郵便物・信書便物を各階のテナントに配布することは、信書の送達に当たるの？



その受付が、契約等により各テナントあての郵便物等を一括して受領する場所とされていれば、その受付に届いた時点で信書の送達は完了したと考えられるため、各テナントへの配布は、信書の送達には当たりません。

第3節 個人情報保護の推進

近年、経済・社会の情報化がますます進展し、私たちの生活は大変便利なものになっていますが、その反面、本人の知らないうちに個人情報が他の目的のために利用されたり、第三者に提供されるなどの取扱いがなされた場合、本人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあるため、プライバシーに関する国民の不安も高まっています。

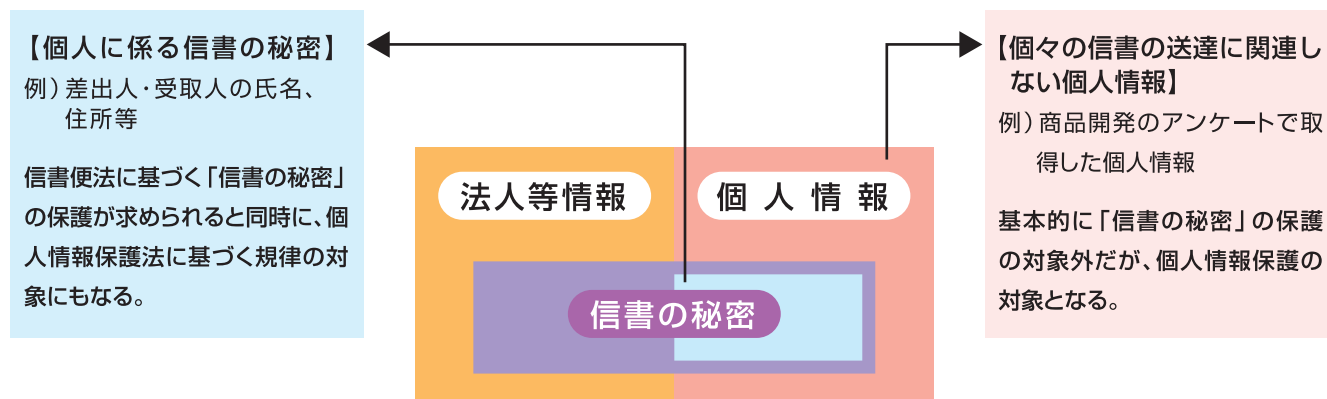
こうした状況を踏まえ、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として、「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）や「個人情報の保護に関する基本方針」（閣議決定）において、様々な事業分野に共通する必要最小限のルールが定められています。

信書便事業は、信書の秘密の保護という憲法上の規定に基づく措置が要請される分野であり、特に個人情報の適正な取扱いを確保することが求められることを踏まえ、総務省では、事業者が講ずる措置の指針として、「信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」を定め、事業者に対して主に以下のような個人情報の取扱いを求めています。

なお、「信書の秘密の保護」と「個人情報の保護」との関係は図表10のようになっており、例えば個々の信書に記載された差出人や受取人の氏名、住所など、「個人情報」でかつ「信書の秘密」にも該当する情報については、個人情報保護法と信書便法の両方の規律により保護されることになります。

- ・利用目的をできる限り特定し、その達成に必要な範囲で取り扱うこと、不正に取得せず、取得した場合は利用目的を本人に通知することなど
- ・漏えい等の防止のための措置を講ずること、従業者や委託先を適切に監督すること、本人の同意なしに第三者に提供しないことなど
- ・保有する情報について、本人からの開示の請求に応じることなど
- ・漏えい等が発生したら、事実関係を本人に通知することなど

■ 図表10 「信書の秘密の保護」と「個人情報の保護」との関係





個人情報の保護に関する事業者の取組例

近畿地方に本社を置くB社(P11参照)は、インターネットなどを利用したメッセージカードの配達サービスを提供するため多くの個人情報を保有しており、個人情報保護のための様々な取組を行っています。

以下は個人情報保護のご担当者からお聞きしたお話です。

1 どのような社内体制で、個人情報保護に取り組んでいますか？

管理や監査の責任者を設置し、組織的に管理や見直しを行うほか、お客様からのお問い合わせ窓口を設けるなどの体制を整えています。また、規程類やマニュアルを従業員に配布し定期的にテストを行っているほか、プライバシーポリシーを策定・公表するなど、役職員への周知を徹底しています。



2 情報システムなど技術的な面で講じている措置を教えてください。

IDとパスワードによるアクセス権限の管理を行っており、委託先を含め、担当業務や配達エリアの情報にのみアクセス可能としているほか、メッセージの印刷画面ではあらかじめ担当者名も入力しています。そのほか、サーバへの不正侵入防止や通信の暗号化などの措置を講じています。



3 委託先の管理の方法や、委託先自身による取組を教えてください。

委託契約時にチェックリストで委託先を評価するとともに、弊社の社員が研修を行っています。また、契約後は、委託先に対し、機密保持の状況や取扱責任者の指定、安全管理に関する措置などの項目について、訪問監査によりチェックをしています。委託先においても、定期的にテストを行い点数が低い場合は再教育を行うなど、意識づけを図っています。





地域における信書便

信書便事業についての周知・広報や、事業への参入を希望される方の相談対応・申請の受け、参入した事業者との連絡・調整など、信書便事業に関連する具体的な活動は、全国11の地域に置かれている総務省の「信書便監理官」が対応しています。

以下では、各地域の第一線で活動している「信書便監理官」から、それぞれの地域における信書便事業の動向や総務省の取組などについてご紹介します。

※ 事業者数は平成19年度末現在のものです。また、紹介文中の事業者数は、申請受付地別の事業者数(当該総合通信局等に申請書を提出した許可事業者の数)を示します。



北海道総合通信局 信書便監理官

所在地 北海道札幌市

管轄地域 北海道

事業者数 ■ 申請受付地別：11者 ■ 本社所在地別：11者



北海道管内では11の事業者が参入しており、経営形態別に見ると、株式会社が5社、有限会社が2社、協同組合が3者、個人が1者となっています。

この地域では、札幌市役所の各部局が公文書の巡回集配業務の外部委託を行っていることなどから、札幌市内の参入事業者が7者と多く、管内の事業者の約6割を占めているのが特徴です。

また、信書便の利用の状況としては、公文書の巡回集配業務のほか、病院の診療カルテの送付やコンビニチェーン店の請求書等の送付などがあり、利用通数も着実に増加しているところです。

なお、北海道総合通信局では、信書便事業の周知として、平成16年度から19年度までに旭川市、札幌市、函館市、釧路市、北見市、苫小牧市の6カ所で信書便事業説明会を開催し、自治体などの利用者向けと、運送事業者などの事業者向けにそれぞれ周知を実施しました。20年度も、道内2カ所で説明会を実施する予定としており、引き続き、信書便事業への参入促進を図っていきます。



東北総合通信局 信書便監理官

所在地 宮城県仙台市

管轄地域 青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県

事業者数 ■ 申請受付地別：7者 ■ 本社所在地別：7者



東北管内6県では、7事業者が特定信書便事業に参入しています。平成15年度に1社(福島)が事業を始めたことを皮切りに、16年度に1社(青森)、17年度に1社(宮城)、18年度に1者(山形)、19年度に2者(秋田、青森)、20年度に1社(秋田)がそれぞれ事業を開始しているところです。

この地域における今後の大きなテーマとして、管内各県の市町村をはじめとした自治体などによる巡回集配サービスや定期集配サービスの利用の拡大を図ることがあります。またサービスの供給側については、いまだ岩手県の事業者の参入がなされておらず、また都市圏である仙台市において、いわゆるバイク便などのような業態の事業が展開されていない状況にあります。

については、平成20年度は、利用側と供給側の双方に向けて、上記のテーマなどを踏まえた信書便事業説明会を開催する予定です。説明会では、①信書便制度の趣旨や特定信書便事業の概要、②参入事業者による体験談の紹介、③各自治体などのニーズを中心に説明を行い、利用者と事業者の双方に浸透させてまいりたいと考えています。



関東総合通信局 信書便監理官

所在地 東京都千代田区

管轄地域 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

事業者数 ■ 申請受付地別：82者 ■ 本社所在地別：83者



関東管内では、全国の約3分の1に当たる82の事業者が参入していますが、その中でも東京都の事業者が多く、次いで神奈川県、埼玉県が多くなっています。管内の事業者の多くは、従来から運送事業を行っている会社です。

役務別の事業者の傾向として、1号役務は自治体などの公文書等の巡回集配業務への対応のしやすさから許可を受けていると思われます。公文書等の巡回集配業務を外部に委託する自治体等は、信書便制度に対する理解度や認知度が向上することなどにより、今後とも増加していくものと思います。また、2号役務は東京23区内のビジネス文書の急送などを、3号役務はセキュリティを強化したサービスやメッセージカードの配達などを行うために、それぞれ許可を受けています。

関東総合通信局では、信書便制度の一層の周知及び理解を得るため、平成19年度には宇都宮市と前橋市において、自治体や運送事業者などを対象とした信書便事業説明会を開催しました。また、当局のホームページや広報誌「コムフォKANTO」3月号に、「信書に該当する文書に関する指針」や「特定信書便事業のご案内」などの冊子の送付を希望される場合の連絡先を掲載するなどの取組も行っていきます。



信越総合通信局 信書便監理官

所在地 長野県長野市

管轄地域 新潟県、長野県

事業者数 ■ 申請受付地別：6者 ■ 本社所在地別：6者



信越管内では、運送事業者を中心に6事業者が特定信書便事業に参入しており、これを経営形態別に見ると、株式会社が4社、有限会社が2社となっています。

管内を県域的に見ると、新潟県・長野県ともに、それぞれ3社の参入がありますが、残念ながら、長野市内には参入事業者が存在していないという状況にあります。

また、信書便の利用状況を見ると、特定顧客と事前に利用契約を結んで信書便物を取り扱うパターンが大多数を占めており、今後もこの傾向は続くであろうと考えております。

信越総合通信局では、信書便制度の周知等のため、平成19年度は、長野市と新潟市で、自治体・運送事業者等を対象とした「信書便事業に関する説明会」を開催し、計46名の皆様からのご参加をいただいたところです。

しかしながら、まだまだ、「信書」に関する認識(知識・理解等)を、広く一般に浸透できるところまでは到達できていない現状にもあると考えておりますので、これからも、より効果的・効率的な周知・広報の方策を模索しながら取り組んでいきたいと思っております。



北陸総合通信局 信書便監理官

所在地 石川県金沢市

管轄地域 富山県、石川県、福井県

事業者数 ■ 申請受付地別：7者 ■ 本社所在地別：8者



北陸管内では、運送事業者を中心に7事業者が特定信書便事業に参入しています。

この地域では、警備業者が信書便事業に参入していることもあり、信書便事業説明会の開催の際には、運送事業者だけでなく、警備業者にも重点的に参加を呼びかけています。

それもあって、警備業者による信書便事業への参入指向が次第に高まりつつあります。

信書便サービスの利用の動向としては、そのほとんどが特定の顧客と事前の利用契約を結んだ上で個々の信書便物を取り扱う形式のものであり、今後もしばらくはこうした傾向が続くと思われれます。また、平成20年度からは、管内で初めて自治体の公文書の巡回集配業務を特定信書便業者に委託する動きがありました。

今後、こうした動きが加速することによって、信書便事業への参入が一層増加することが期待されます。



東海総合通信局 信書便監理官

所在地 愛知県名古屋市

管轄地域 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

事業者数 ■ 申請受付地別：23者 ■ 本社所在地別：24者



東海管内では、平成15年4月の信書便制度の施行後、同年6月に自転車による送達サービスを提供する特定信書便事業者が全国で最初に信書便事業を開始しました。その後順調に参入が進み、19年度末現在で23の事業者が、自治体の公文書の集配業務や企業間の信書の巡回送達、慶弔メッセージの送付など多様な信書便サービスを提供しています。

東海地域は、自動車や工作機などの製造業が盛んなものづくりの拠点地域ですが、流通の分野も発達した地域です。こうした地域産業の中で、東海管内に参入した信書便事業者の約半数が企業からの依頼を受けて企業間の信書の巡回便を実施しており、こうした企業のコンプライアンス意識の高さが東海管内の特徴かと思われます。

一方、周知・広報の取組としては、これまでも説明会や商工会議所への説明を行ってきましたが、現在は、広く周知するための説明会に重点をおき、一般の方や市町村等を対象とした利用者向けと、許可を取得しようとする方向けの説明会をそれぞれ年2回開催することとしています。信書便制度をご理解いただくために対面して説明することの必要性を感じていますので、信書について疑問をお持ちの方は是非説明会にご参加ください。



近畿総合通信局 信書便監理官

所在地 大阪府大阪市

管轄地域 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

事業者数 ■ 申請受付地別：48者 ■ 本社所在地別：46者



信書便法が施行されてから約5年の間に特定信書便事業への参入は着実に増加しており、管内では48事業者が参入しています。所在地別には、大阪府内の事業者が比較的多く見られるものの、管内の2府4県すべてにあります。また、経営形態等で見ても、会社の規模や法人個人の別に関係なく様々な事業者が参入しています。

事業の状況としては、特に都市部において自治体が公文書の巡回集配業務の外部委託を始めたため、そうした業務に対応しやすい1号役務の許可を取得した事業者が多いほか、セキュリティに配慮したサービスや装飾付きのメッセージカードの送付などを、3号役務の許可を受けた事業者が実施しています。

近畿総合通信局では、信書便制度の周知のため、平成19年度は大阪市と神戸市で自治体・運送事業者等を対象とした信書便事業説明会を開催し、計82団体・企業から103名の方に参加いただきました。また、兵庫県地域のある商工会議所で信書便制度についての説明や意見交換などを行い、会員の方々への周知などを依頼しました。平成20年度も引き続き、特定信書便事業への新規参入を促進するため説明会を実施する予定です。



中国総合通信局 信書便監理官

所在地 広島県広島市

管轄地域 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

事業者数 ■ 申請受付地別：20者 ■ 本社所在地別：19者



中国地方では、平成17年2月から広島県、次いで岡山県の自治体で公文書の巡回集配業務の外部委託が始まり、他の県でも導入や検討がされています。自治体から信書便事業者を募集した例もあり、公文書の巡回集配業務の受託を目的として参入する事業者が毎年増えています。これらはいずれも1号役務の許可を受けています。

管内の事業者の特徴としては、運送事業者だけでなく、惣菜製造業、食品小売業、広告代理業といった異業種から業務拡大を目的に多数参入していることが挙げられます。

中国総合通信局では、信書便市場の拡大や新規参入の促進を目的として、平成19年度は商工団体や運送関係団体など5カ所に説明に伺い、ご理解を得て会員あての周知を引き受けていただくなど、制度を知っていただくための取組を進めています。

また、より具体的に制度への理解を深めていただくため、自治体や国の機関などの利用者、運送事業者などの事業者を対象として、信書便事業説明会を毎年度2回以上開催することとしており、19年度は島根、岡山、山口の3カ所で開催しました。この説明会への参加をきっかけに、信書便を利用するようになった自治体や信書便事業への参入を決めた事業者が現れており、一定の成果を上げています。



四国総合通信局 信書便監理官

所在地 愛媛県松山市

管轄地域 徳島県、香川県、愛媛県、高知県

事業者数 ■ 申請受付地別：1者 ■ 本社所在地別：1者



四国管内の参入事業者は平成19年度末現在で1社であり、この地域における信書便事業の草分けとして、松山市を中心とした3時間以内の急送サービスを提供しています。平成20年6月からは、新たに別の1社がサービスを開始することになっており、今後、利用者の選択の機会が拡大し、より便利になることが期待されます。

このように、この地域における参入は他の地域と比較しても少ないため、四国総合通信局としても、運送事業者や警備業者に対し文書により重点的に周知活動を行っています。

最近では、参入希望者が相次いで相談に訪れており、参入増加の観点から明るい兆しとなっています。

信書便事業説明会の開催後は、自治体や国の機関などから「信書」に関する問い合わせが増加しているほか、最近では、企業などにおいても、コンプライアンスやセキュリティの観点から信書便事業に対する関心が高まっています。今後の周知活動に当たっては、信書便制度についての認知度を高めるため、業界団体などに対してもあらゆる機会を捉えて周知活動を展開するとともに、四国各県からの新規参入の増加を目指していきたいと考えています。



九州総合通信局 信書便監理官

所在地 熊本県熊本市

管轄地域 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

事業者数 ■ 申請受付地別：44者 ■ 本社所在地別：44者



九州管内には、自治体の公文書の巡回集配をはじめ、インターネット等を利用した慶弔メッセージの送付、バイク・自転車を利用した都市部での急送、離島を提供区域とするサービスなど、一通りのビジネスモデルが揃っています。（公文書の巡回集配は、現時点で確認している範囲では管内10の自治体が信書便事業者へ委託しています。）

また、警備業や葬祭業、福祉事業など、運送事業以外の業種からの参入もあります。特に、福祉事業からの参入は全国的に見ても九州管内が先行しており、地元自治体などの支援や協力を得て、公文書の巡回集配サービスや慶弔メッセージの送付サービスを提供しています。（市長や市議会議員の方が個人的に利用することもあるようです。）

九州総合通信局では、ホームページに信書便事業のページを設けて信書便制度や事業の申請に関する情報を掲載しておりますのでご覧ください。また、毎年度、利用者・事業者それぞれを対象とした説明会を各地で開催しており、平成19年度は管内の県庁所在地5ヶ所で開催したところで、20年度は2ヶ所での開催を予定していますが、信書便サービスの利用や信書便事業への参入についての相談などがありましたら、個別に対応させていただきますので、ご連絡ください。



沖縄総合通信事務所 信書便監理官

所在地 沖縄県那覇市

管轄地域 沖縄県

事業者数 ■ 申請受付地別：4者 ■ 本社所在地別：4者



管内の特定信書便事業者は、株式会社が2社、協同組合が1者、個人事業者が1者となっております。

主な利用形態としては、公文書の発送事務があります。沖縄県庁では、県の出先機関、県内の大学や市町村などに定期的に文書を発送する必要があることから、毎年度の契約（入札）により特定信書便事業者へ委託しています。この業務では、発送だけでなく文書の仕分け作業も同じ事業者が実施する内容となっており、郵便で実施していたときよりも経費が節約できているということです。

事業者の特色としては、自転車を使って送達を実施している、地球にやさしいユニークな個人事業者もいらっしゃいます。

以上、利用者側、事業者側からそれぞれ紹介させていただきましたが、これまで信書便事業説明会の場や市町村などに個別に伺って説明をさせていただいた中では、まだまだ「信書」に関する認識が広く浸透してはいないと思っておりますので、これからも周知・広報に努めるとともに、少しでも参入事業者や利用者が増えればと思っております。

第3章

民間参入の沿革と今後の動向

信書便法は、郵便法とあいまって、

信書の送達のサービスがあまねく公平に提供されることを確保しながら、
利用者の選択の機会の拡大を図ることを目的としている法律です。

この章では、

民間事業者が信書の送達の事業に参入できるようになるまでの経緯や
信書便制度の概要、制度のあり方に関する見直しに関する検討状況について
ご紹介します。

内容

第1節 信書便法が制定されるまで P38

第2節 信書便事業に参入するには P40

- 1 事業を開始するまでの流れ
- 2 事業の実施に関する許認可の基準
- 3 事業開始後の遵守事項
- 4 事後的な監督

第3節 郵便・信書便制度の見直しの状況 P44

- 1 「郵便におけるリザーブエリアと競争政策に関する研究会」の開催
- 2 「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」の開催

第1節 信書便法が制定されるまで

民間事業者による信書の送達は、平成15年に信書便法が施行されたことで可能となりましたが、こうした民間参入の実現は、行政改革の流れの中で、国の直営事業だった郵政事業のあり方の見直しとともに検討されてきました。

以下では、信書便法が制定されるまでの経緯をご紹介します。

1 方針の決定

- 平成8年 行政改革会議が発足
→ 「官から民へ」などの視点から国の行政の役割を見直し
- 平成9年 同会議が最終報告を取りまとめ
→ 民間参入について、具体的条件の検討に入る旨を明記
- 平成12年 行政改革大綱が閣議決定
→ 民間参入について、郵政公社化に併せ実現する旨を決定



2 参入条件の検討

- 平成13年 郵政事業の公社化に関する研究会が開催
→ 郵政公社の制度と参入条件についての検討を開始
- 同 年 同研究会が中間報告を取りまとめ
→ 郵便のユニバーサルサービスの確保を前提として、競争導入による価格の低廉化、サービス向上といった利用者の利益の増進を図るべき旨を提言

3 法制度の整備

- 平成14年 信書便法案の立案・閣議決定
- 同 年 信書便法案の国会審議・成立・公布
- 平成15年 施行規則の公布
- 同 年 信書便法・施行規則施行



郵便事業の沿革

我が国の郵便事業は、明治4年(1871年)の新式郵便の開設(東京・大阪間)以来、130年以上にわたって営まれてきています。現在の郵便の基礎を築いた明治から昭和にかけての沿革は、概ね以下のとおりです。

	時 期	沿 革
郵便制度の整備	明治 4年	新式郵便の開設(ポストの設置、切手の発行)
	6年	郵便の国営独占化
		郵便料金の全国均一化
	10年	万国郵便連合に加盟
	16年	郵便条例の施行(郵便物を第一～四種に区分)
	20年	〒マークの制定
	33年	郵便法の施行(郵便条例の廃止)
郵便業務の高度化	昭和23年	新郵便法の施行
	41年	通常郵便物の航空機搭載の実施
	43年	郵便番号制の導入(平成10年に7桁化)
		郵便番号自動読取区分機の配備
	46年	郵便物送達所要日数表の公表
	59年	輸送体系の転換(鉄道主体→自動車・航空機主体)
61年	全種別郵便物の翌日・翌々日配達体制を確立	
平成元年	あて名自動読取区分機の試行配備	

ポスト投函や切手による料金前納、全国均一料金など、現在の郵便にもおなじみの特徴は、すでに明治初期の時点で確立していました。また、自動車主体の輸送体系や自動区分機の導入など、現在の郵便を支える業務運営の基盤は、高度経済成長期から技術革新の進展などに応じて着々と整備されてきたことが分かります。

第2節 信書便事業に参入するには

1 事業を開始するまでの流れ

信書便事業を行うには、事業の許可を申請するなどの手続が必要です。

以下では、信書便事業を開始するまでの主な手続の流れをご紹介します。

事業開始までの主な手続

※ 特定信書便事業 (P3参照) の場合は、②と④の同時申請が可能です。

① 相談

予定しているサービスの内容などを踏まえ、申請内容を信書便監理官と相談します。



② 信書便事業の許可の申請

①で固まった内容で事業計画を作成し、事業収支見積書などを添付して許可を申請します。



③ 審査・審議会への諮問・許可

②の提出書類を審査し、第三者的な立場の審議会への諮問を経て、事業を許可します。



④ 信書便約款・信書便管理規程の認可の申請

サービスの提供条件について定める約款と、業務の管理に関する内部規程(管理規程)を作成して、認可を申請します。



⑤ 審査・審議会への諮問・認可

④を審査し、第三者的な立場の審議会への諮問を経て、それぞれについて認可します。



⑥ 信書便事業の開始と届出

事業を開始したら、その旨を届け出ます。

※ この他、一般信書便役務の料金の届出や業務委託する場合の認可申請などもあります。

2 事業の実施に関する許認可の基準

信書便事業に関する主な許認可の申請は、以下の基準で審査を行います。

① 信書便事業の許可の基準

- 事業計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること
(受取人への手交や確実な受箱投函による配達方法であることなど)
- (一般信書便事業のみ) 全国の区域において、一定の基準に適合する方法で一般信書便物の引受けや配達を行う計画が含まれていること
(信書便差出箱(ポスト)約10万本の設置、週6日以上での配達など)
- その他事業の遂行上適切な計画を有するものであること
(事業収支見積りの算出が適正であることなど)
- 事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること
(財産的基礎を有していることなど)

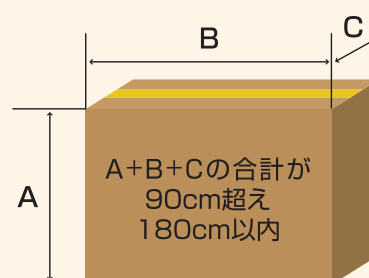


② 信書便約款の認可の基準

- 以下に関する事項が適正かつ明確に定められていること
 - ・ 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項
 - ・ 信書便の役務に関する料金の収受に関する事項
 - ・ その他信書便事業者の責任に関する事項

記載事項の具体例

- ・ 大きさ及び重量の制限、包装の方法など引受け条件
 - ・ 誤配達の際の措置、転送及び還付の条件
 - ・ 料金の収受方法や損害賠償の条件
- 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと



③ 信書便管理規程の認可の基準

- 取扱中の信書便物の秘密を保護するものとして適当であること

記載事項の具体例

- ・ 信書便の業務の監督等を行う信書便管理者の事業場ごとの選任
- ・ 信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法
- ・ 事故若しくは犯罪行為の発生又は犯罪捜査時の報告、記録その他の措置
- ・ 信書便の業務に従事する者に対する教育及び訓練の実施



3 事業開始後の遵守事項

信書便事業の実施に当たっては、以下のことを遵守する必要があります。

① 検閲の禁止・信書の秘密の保護

- 憲法は、第21条第2項で検閲の禁止と通信の秘密を保障しています。信書は通信手段の一つであることから、信書便事業者の取扱中の信書便物についての検閲は禁止されているとともに、信書便物の秘密（信書の内容のほか、差出人や受取人の住所、氏名など）を侵してはならないこととされています。
- また、信書便の業務に従事する者は、その業務上、信書便物に関する他人の秘密（信書の秘密のほか、差出通数や差出年月日など）を容易に知り得る立場

にあるため、在職中に信書便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければなりません。（職を退いた後も同様です。）



② 信書便物であることの表示

- 信書便の業務を行う際は、信書便物について、秘密の保護等に配慮して適正に取り扱う必要があることから、信書便物であることを明確に識別可能とする必要があります。このため、信書便物を受け取ったときは、信書便物の表面の見やすい所に、その事

業者が取り扱う信書便物であることを表示しなければなりません。



③ 還付できない信書便物の措置

- 受取人不明などにより信書便物を配達できず、しかも差出人不明などにより当該信書便物を差出人に還付できない場合も想定されます。このような場合、可能な限り配達を可能とし、又は配達できない旨を差出人に通知することができるよう、信書便事業者は、信書便物の秘密を保護するための一定の方法に従って、信書便物を開くことができます。

- しかし、信書便物を開いてもなお、受取人への配達や差出人への還付ができないときは、当該信書便物を施錠できる場所に保管するなど、秘密の保護に配慮した手続を踏んで管理しなければなりません。



4 事後的な監督

① 命令、許可の取消し等

信書便の業務の適正な運営を確保するために必要な場合は、信書便事業者に対して、以下のような命令や許可の取消し等を行う場合があります。

■ 事業計画の遵守命令

信書便事業者が、許可を受けた事業計画に従わずに業務を行っていると思われる場合には、許可を受けた事業計画に従って業務を行うよう命ずることができます。

■ 事業改善の命令

信書便事業の適正な運営を確保するために必要がある場合には、事業計画や信書便約款、信書便管理規程を変更することや、事業の運営を改善するために必要な措置をとることを命ずることができます。

また、一般信書便役務（P3参照）に関して、料金が全国一律でないなどの違反が認められる場合には、料金の変更を命ずることができます。

■ 許可の取消し等

信書便事業者が、信書便法に違反した場合などには、事業の許可を取り消したり、6ヶ月以内の期間で事業の停止を命ずることができます。



② 報告の徴収・立入検査

信書便法の施行に必要な限度で、信書便事業者に対して、以下のように報告を求めたり立入検査をしたりする場合があります。

■ 報告の徴収

定期的な報告として、毎年1回、信書便事業者の営業の概況や引受けの実績の提出を求めるなどのほか、大量の信書便物を紛失したなどの場合には臨時に報告を求める場合があります。

■ 立入検査

事務所などに立ち入って、業務の状況などを検査します。

初めて信書便の業務の実績があった翌年度などに行う定期的な検査のほか、重大事故の発生時などにも検査を行う場合があります。



第3節 郵便・信書便制度の見直しの状況

1 「郵便におけるリザーブエリアと競争政策に関する研究会」の開催

平成15年の信書便法の施行以降、一般信書便事業について参入がないことを踏まえ、平成18年1月に総務大臣の主催の標記研究会が開催され、郵

便における民間参入の条件と競争政策の在り方や、全国あまねく公平なサービスの提供の確保とリザーブエリアとの関係等について検討が行われました。

平成18年6月に取りまとめられた報告書では、平成19年10月の郵政民営化に向けて、当面講ずべき施策について以下のような提言がなされました。



リザーブエリア

- ・当面は、現行のリザーブエリア（信書便制度の下での民間参入）を維持する。
- ・郵便は、日常生活から訴訟事務等までを含め、不可欠な通信手段であり、ユニバーサルサービスを維持することが困難な事態は極力回避する必要がある。このため、参入条件に加え、不測の事態に備えた安全装置（補完的リザーブエリア）として、「ユニバーサルサービス基金」をあらかじめ用意しておくことが望ましい。



オープンネットワーク型の競争の促進

- ・複数の事業者が協定等を締結して行うサービスの提供は、当事者の責任の分担関係等が明確であれば、一般信書便役務においても、認められるべきである。
- ・オープンネットワーク型の競争促進のためには、事業者による郵便ネットワーク（配達業務）への接続を可能とする必要がある。接続の具体的条件については、当事者の申出に基づき行政庁が関与する等、実効性のある制度とする必要がある。



ユニバーサルサービス

- ・郵便事業株式会社がユニバーサルサービスの提供義務を負うとともに、一般信書便事業者もそれに相当するサービスの提供義務を負う。
- ・制度の継続性・安定性に配慮する必要があることから、当面は、関係法律による改正後の郵便法に定めるユニバーサルサービスの範囲や水準を維持すべきである。



監督規制

- ・現在、一般信書便物の引受方法として、信書便差出箱（郵便ポストに相当するもの）のみが認められているが、対面による引受け等を容認すべきである。
- ・民間事業者の参入意欲を高める観点からは、特定の地域からサービスを開始し、一定の期間内（例えば3年程度）に段階的に全国展開していく形態の参入も考えられるが、この形態については郵便事業株式会社のユニバーサルサービスへの影響を検討するなど慎重な対応が必要である。



利用者の保護

- ・憲法上の要請である通信の秘密の保護、あるいは個人情報の保護について、参入事業者は、関係法令に従い、引き続き適切な取り扱いを行うことが求められる。
- ・適正な送達の確保について、誤配達の防止等の措置を確実に講ずる必要がある。



施策の見直し

- ・競争の進展状況等を踏まえ、一定期間（例えば3年）経過後に見直しを行う。

2 「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」の開催

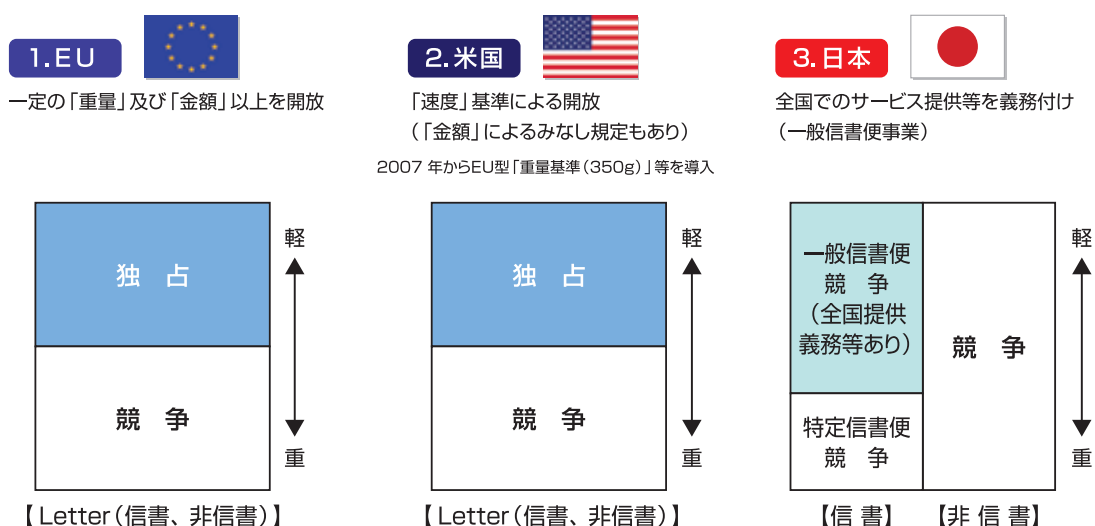
1で述べた研究会においては、現行制度の枠組みを前提とした提言がなされましたが、郵便・信書便分野を巡っては、郵政民営化や米国における郵便改革法の施行に向けた動きなどの新たな展開が見られるため、これまでの提言や議論を更に発展させる観点から、郵便・信書便制度全般につい

て見直しを行うため、平成19年2月に総務大臣主催の標記研究会が開催されました。

平成19年11月に中間報告が取りまとめられ、その後、研究会はあるべき郵便・信書便制度に向けた検討を行い、平成20年6月に最終報告として、以下のような内容が取りまとめられました。

規律対象を画定する概念等のあり方（「信書／非信書」の区分等）

- ・欧米のように「書状」（手紙・はがき）を規律対象として郵便の独占範囲を重量基準等で設定することは、軽量のダイレクトメールを扱う既存メール便事業への規制強化となることから、行うべきでない。（※ 郵便の独占範囲については、以下のイメージを参照。）



一般信書便事業の規制緩和の検討

- ・郵便ネットワークの活用（信書便物の配達業務等を郵便事業会社が行う）について、例えば、郵便事業株式会社から配達受託料金の試算に係るデータを求め、関係事業者と意見交換を行う等して、郵便事業の実態等を踏まえた適切な法制度のあり方に関する検討が必要。
- ・いわゆる「ポスト10万本規制」についても、活用されるべき郵便ネットワークの範囲のあり方の一つの論点（一般信書便事業者による郵便ポストの活用も認めるべき否か）として検討が必要。

特定信書便事業の規制緩和の検討

- ・特定信書便事業の「重量基準（4kg）」と「金額基準（1,000円）」の引き下げによる業務範囲拡大に向けて、郵便事業株式会社等の売上高における重量区分別の割合等のデータを求めて、具体的な重量・金額基準の検討が必要。



諸外国における民間参入の動向

諸外国でも、基礎的な通信手段を誰もが便利に利用できるように、信書の秘密やユニバーサルサービスの確保を前提として、自由かつ公正な競争の促進を図るためにさまざまな取組が行われています。

海外の状況や取組の方向は、我が国における民間参入のヒントになると考えられますので、欧米主要国を中心に、最近の話題を紹介します。

EU
(27ヶ国)



EUでは、1998年に郵便に関する共通ルールを定め、加盟国にユニバーサルサービスの提供を義務づけつつ、旧国営事業体の独占範囲を段階的に縮小し、市場に競争を導入するアプローチを採用してきました(現在の独占範囲は、重量50g未滿かつ基本料金の2.5倍未滿の書状)。

この共通ルールは2008年2月に改正され、2010年末までに独占範囲を撤廃し、2011年から重量・金額に制限のない完全自由化が行われることになりました(ギリシャなど一部の加盟国には更に2年間の猶予が与えられます)。

しかし、独占撤廃のスケジュールは確定しましたが、今後ユニバーサルサービスをどのように確保するかについては妙案が見つからず、政府による補助金の支出や事業者同士の費用分担など、加盟国により対応が分かれています。

イギリス



イギリスでは1840年代に近代郵便の制度が確立され、現在では当たり前となっている「差出人による前払い」「切手の使用」「全国均一料金」といった郵便の基本的な仕組みが整備されました。

イギリスは郵便制度の改革にも積極的な姿勢をとっており、2001年にはロイヤルメール(旧国営事業体)を政府全株保有の株式会社として、免許状でユニバーサルサービスの提供を義務づけました。また、同年から免許制度の下で民間参入を開始し、2006年に重量・価格に制限のない完全自由化に移行しました。

2008年5月1日現在で、新規参入事業者は19社となっており、郵便物10通のうち1通は新規参入事業者が取り扱うまでに成長していますが、一方で、事業者のほとんどは全国的な配達ネットワークを持っておらず、利用者から取り集めた郵便物はロイヤルメールに最終的な配達を委託する形をとっています。

フランス



フランスでは、公法人であるラ・ポストが法律でユニバーサルサービスの提供を義務づけられており、そのコストをまかなうため、重量50g未満かつ基本料金の2.5倍未満の書状の独占的な取扱いが認められています。また、文化の普及・振興を目的として新聞・雑誌等の定期刊行物は低料金で取り扱われていますが、政府はこれに対して補助金を支出しています。

2006年に初めて新規参入事業者に対する免許が交付され、2008年5月1日現在で19社が市場に参入しています。しかし、EU加盟国における独占撤廃期限が当初予想されていた2008年末から2010年末に延期されたことを受け、大手事業者の中には市場からの撤退を発表したところもあります。

ドイツ



1990年に始められた郵便改革は、2008年にドイツポスト(旧国営事業体)の独占範囲が撤廃されたことをもってひとまずのピリオドが打たれました。ドイツでは18年という長い期間をかけて段階的に郵便自由化が進められてきたこととなります。

2006年末現在で1,470社が市場に参入していますが、独占撤廃と同時に郵便分野への最低賃金制が導入され、その賃金水準が市場実勢を上回っていたため、参入事業者の事業継続が困難となるなど、競争を促進するという自由化の精神とは裏腹な結果となっています。

アメリカ



アメリカでは国営のUSPSが郵便事業を行っています。このUSPSが設立されたのは1971年ですが、それ以来35年ぶりとなる郵便制度の改革法が2006年末に成立しました。

USPSの経営形態は国営を維持することとされたほか、2007年12月には郵便の民間参入に関する規則が施行され、従来からの「きわめて緊急性の高い書状」などに加えて、12と1/2オンス(約350g)以上あるいは基本料金の6倍以上の書状が民間に開放されることとなりました。

しかし、法律の改正後も各家庭の郵便受箱を使用できるのはUSPSに限られており、民間事業者がカタログやチラシを入れることは禁じられています。そのため、競争促進の観点から法改正の効果は限定的との声も聞かれます。

資料 1

信書に該当する文書に関する指針

信書に該当する文書に関する指針 (平成15年総務省告示第270号)

1 目的

この指針は、民間事業者による信書の送達事業の許可制度を実施するに当たり、許可を要する民間事業者の範囲を明らかにするために、郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定された信書の定義に基づき、信書の考え方を明らかにするとともに、信書に該当する文書を分かりやすく示すことを目的とする。

2 基本的な考え方

(1) 信書の送達は、国民の基本的通信手段であり、その役務を全国あまねく公平に提供する必要がある。また、信書の送達に当たっては、日本国憲法第21条第2項で保障するところにより信書の秘密が確保されなければならない。このようなことから、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律においては、取扱中に係る信書の秘密は侵してはならない等の規定を設け、信書の送達を保護しているものである。

(2) 「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と定義されている。

ア 「特定の受取人」とは、差出人がその意思の表示又は事実の通知を受ける者として特に定めた者のことである。文書自体に受取人が記載されている場合には、差出人が「特定の受取人」にあてたことが明らかであるが、その記載がないものであっても、受取人が記載されていない手紙文などのようにその内容から受取人が省かれていることが分かる場合には、包装に記載された

あて名によって受取人が具体的になることから、「特定の受取人」にあてたものとなる。

また、受取人は、民法上の自然人、法人に限定されるものでなく、法人格のない団体や組合等も含まれ、一人であっても複数人であっても具体的に定まっていればよい。

イ 「意思を表示し、又は事実を通知する」とは、差出人の考えや思いを表し、又は現実に起こり若しくは存在する事柄等の事実を伝えることである。

一般的に、個人がその意思を表示し、又は事実を通知する文書を特定の受取人に送付する場合は、その文書が信書に該当することは明らかであるが、同一内容で大量に作成された文書を個々の受取人に対して送付する場合であっても、内容となる文書が特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知するものであれば、信書に該当する。

ウ 「文書」とは、文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物のことである。

文書の記載手段は、筆書に限られず、印章、タイプライター、印刷機、コピー機、プリンター等によるものでもよく、また、文書を記載する素材は、紙のほか木片、プラスチック、ビニール等有体物であればよい。

なお、電磁的に記録されたフロッピーディスク、コンパクトディスク等は、そこに記載された情報が、人の知覚によって認識することができないもので

あるので、これらを送付しても郵便法第4条第2項に規定する信書の送達には該当しない。

3 信書に該当する文書の例

(1) 書状

書状は、考えや用件などの意思を表示し、又は事実を通知する文書であるので、差出人から特定の受取人にその内容を伝えるために送付する場合は、信書に該当する。

(2) 請求書の類

請求書は、代金を請求するという意思を表示し、又は事実を通知する文書であるので、差出人から特定の受取人にその内容を伝えるために送付する場合は、信書に該当する。

(類例) 納品書、領収書、見積書、願書、
申込書、申請書、申告書、依頼書、
契約書、照会書、回答書、承諾書

(3) 会議招集通知の類

会議招集通知は、会議への出席を要請するという意思を表示し、又は事実を通知する文書であるので、差出人から特定の受取人にその内容を伝えるために送付する場合は、信書に該当する。

(類例) 結婚式等の招待状、業務を報告する文書

(4) 許可書の類

許可書は、許可するという意思を表示し、又は事実を通知する文書であるので、差出人から特定の受取人にその内容を伝えるために送付する場合は、信書に該当する。

(類例) 免許証、認定書、表彰状

(5) 証明書の類

証明書は、ある事項が真実であることや間違いがないこと的事实を通知し、又は意思を表示する文書であるので、差出

人から特定の受取人にその内容を伝えるために送付する場合は、信書に該当する。

(類例) 印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写し

(6) ダイレクトメール

ア 商品などの広告を内容として同一内容の文書を多数の受取人にあてて差し出す形態をとるいわゆるダイレクトメールについては、その差出人が特定の受取人を選別し、その者に対して商品の購入等を勧誘する文書を送付する場合には、一般的に特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知する文書となるので、信書に該当する。

具体的には、文書自体に個々の受取人が記載されている場合、その記載がない場合であっても、商品の購入等利用関係があることを示す文言や契約関係等差出人との間において特定の関係にある者への意思の表示又は事実の通知である旨の文言その他の差出人が特定の受取人に差し出す趣旨が明らかとなる文言が記載されている場合は、信書に該当する。

イ しかしながら、例えばその内容が公然あるいは公開たりうる事実のみであり、専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのような場合、専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのような場合には、それらが差し出される場合にも特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知するという実態を伴わないことから、信書には該当しない。

4 信書に該当しない文書の例

(1) 書籍の類

書籍は、広く一般に対して発行される

ものであることから、そこに記載された文書は、広く一般に対して意思を表示し、又は事実を知らせるものであり、特定の受取人に対するものではないので、信書には該当しない。

(類例) 新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスター

(2) カタログ

ここにいう「カタログ」とは、必要なときに商品を選択して注文するためのもので、系統的に編さんされた商品、申込方法、商品の広告等が印刷された商品紹介集（一般的には冊子としたもの）である。

カタログは、利用者一般に対して発行されるものであることから、そこに記載された文書は、広く一般に対して意思を表示し、又は事実を知らせるものであり、特定の受取人に対するものではないので、信書には該当しない。

(3) 小切手の類

小切手は、流通性を有する証券であって、そこに記載された文書は、証券が流通する際に必要とされる事項を記載したものであり、特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知する文書ではないので、信書には該当しない。

(類例) 手形、株券

(4) プリペイドカードの類

プリペイドカードは、金銭の支払手段として使用するために発行されるものであり、そこに記載された文書は、一般的にはそれを使用する際に必要となる注意事項であることから、特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知するものではないので、信書には該当しない。

(類例) 商品券、図書券

(5) 乗車券の類

乗車券は、鉄道やバスなどの交通機関に乘るために発行されるものであり、そ

こに記載された文書は、一般的には乗車する際に必要となる注意事項であることから、特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知するものではないので、信書には該当しない。

(類例) 航空券、定期券、入場券

(6) クレジットカードの類

クレジットカードは、金銭の支払手段としての機能を有する物であるので、その記載文が物と密接に関連している場合には、信書には該当しない。

(類例) キャッシュカード、ローンカード

(7) 会員カードの類

会員カードは、会員であることを確認する等の機能を有する物であり、そこに記載された文書は、当該カードを使用する際に必要となる注意事項であることから、特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知するものではないので、信書には該当しない。

(類例) 入会証、ポイントカード、マイレージカード

5 添え状・送り状

運送業者、その代表者又はその代理人その他の従業者は、その運送方法により他人のために信書の送達をしてはならないが、貨物に添付する無封の添え状又は送り状は、この限りでないこととされている（郵便法第4条第3項）。

(1) この規定は、添え状・送り状が受取人や運送業者にとって貨物の点検等を行う場合に有益な文書であり、貨物を送付する際に添付されることが必要と認められることから設けられたものである。したがって、添え状・送り状は、貨物という送付の主体があつて、その送付に関する事項が記載された文書が従として添えられる場合に限られるものである。

(2) 「添え状」とは、送付される貨物の目録

や性質、使用方法等を説明する文書及び当該貨物の送付と密接に関連した次に掲げる簡単な通信文で当該貨物に従として添えられるもののことである。

ア 貨物の送付に関して添えられるその処理に関する簡単な通信文

イ 貨物の送付目的を示す簡単な通信文

ウ 貨物の授受又は代金に関する簡単な通信文

エ 貨物の送付に関して添えられるあいさつのための簡単な通信文

オ その他貨物に従として添えられる簡単な通信文であって、上記アからエまでに掲げる事項に類するもの

- (3) 「送り状」とは、貨物を送付したことを通知する案内書のことであり、具体的には、送付される貨物の種類、重量、容積、荷造りの種類、個数、記号、代価、受取人並びに差出人の住所及び氏名等当該貨物の送付に関する事項が必要に応じて記載されたもののことである。

6 その他

本指針で掲げた信書に該当する文書等の例は、現状での具体的な事例を踏まえたものであるが、今後の信書の利用状況に応じて、これを見直し、新たな例の追加等を行うものとする。

資料 2

民間事業者による 信書の送達に関する法律

民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号)

目次

- 第一章 総則（第一条－第五条）
- 第二章 一般信書便事業
 - 第一節 事業の許可（第六条－第十五条）
 - 第二節 業務（第十六条－第二十五条）
 - 第三節 監督（第二十六条－第二十八条）
- 第三章 特定信書便事業（第二十九条－第三十三条）
- 第四章 雑則（第三十四条－第四十二条）
- 第五章 罰則（第四十三条－第五十一条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

- 第二条 この法律において「信書」とは、郵便法第四条第二項に規定する信書をいう。
- 2 この法律において「信書便」とは、他人の信書を送達すること（郵便に該当するものを除く。）をいう。
- 3 この法律において「信書便物」とは、信書便の役務により送達される信書（その包装及びその包装に封入される信書以外の物を含む。）をいう。
- 4 この法律において「一般信書便役務」とは、信書便の役務であって、次の各号のいずれにも

該当するものをいう。

- 一 長さ、幅及び厚さがそれぞれ四十センチメートル、三十センチメートル及び三センチメートル以下であり、かつ、重量が二百五十グラム以下の信書便物を送達するもの
 - 二 国内において信書便物が差し出された日から三日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。）以内（信書便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域にあてて差し出される場合にあつては、三日を超え二週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内）に当該信書便物を送達するもの
- 5 この法律において「一般信書便事業」とは、信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であつて、その提供する信書便の役務のうち一般信書便役務を含むものをいう。
- 6 この法律において「一般信書便事業者」とは、一般信書便事業を営むことについて第六条の許可を受けた者をいう。
- 7 この法律において「特定信書便役務」とは、信書便の役務であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 長さ、幅及び厚さの合計が九十センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超える信書便物を送達するもの
 - 二 信書便物が差し出された時から三時間以内に当該信書便物を送達するもの
 - 三 その料金の額が千円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超えるもの
- 8 この法律において「特定信書便事業」とは、信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であつて、その提供する信書便の役務

が特定信書便役務のみであるものをいう。

9 この法律において「特定信書便事業者」とは、特定信書便事業を営むことについて第二十九条の許可を受けた者をいう。

(郵便法の適用除外)

第三条 郵便法第四条第二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 一般信書便事業者が信書便物の送達を行う場合
- 二 特定信書便事業者が特定信書便役務に係る信書便物の送達を行う場合
- 三 一般信書便事業者又は特定信書便事業者から信書便の業務の一部の委託を受けた者が当該委託に係る信書便物の送達を行う場合
- 四 一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結した外国信書便事業者（外国の法令に準拠して外国において信書の送達の事業を行う者をいう。以下同じ。）が当該協定又は契約に基づき信書便物の送達を行う場合

(検閲の禁止)

第四条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物の検閲は、してはならない。

(秘密の保護)

第五条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書の秘密は、侵してはならない。

2 信書便の業務に従事する者は、在職中信書便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

第二章 一般信書便事業

第一節 事業の許可

(事業の許可)

第六条 一般信書便事業を営もうとする者は、総務大臣の許可を受けなければならない。

務大臣の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第七条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 次に掲げる事項に関する事業計画
 - イ 信書便物の引受けの方法
 - ロ 信書便物の配達の方法
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、信書便物の送達の方法
 - ニ その他総務省令で定める事項
 - 三 他に事業を行っているときは、その事業の種類
- 2 前項の申請書には、事業収支見積書その他総務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(欠格事由)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、第六条の許可を受けることができない。

- 一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 一般信書便事業又は特定信書便事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の通知が到達した日（同条第三項により通知が到達したものとみなされた日を含む。）をいう。）前六十日以内にその法人の役員であった者で当該取消しの日から二年を経過しないものを含む。）
- 三 法人であって、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者のあるもの

(許可の基準)

第九条 総務大臣は、第六条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

- 一 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。
- 二 その事業の計画が全国の区域において一般信書便役務に係る信書便物（以下この号において「一般信書便物」という。）を引き受け、かつ、配達する計画を含むものであって、事業計画に次に掲げる事項が定められていること。
 - イ 総務省令で定める基準に適合する信書便差出箱の設置その他の一般信書便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する信書便物の引受けの方法
 - ロ 一週間につき六日以上一般信書便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する信書便物の配達の方法
- 三 前二号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- 四 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

(氏名等の変更)

第十条 一般信書便事業者は、第七条第一項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(事業計画の遵守義務)

第十一条 一般信書便事業者は、その業務を行う場合には、第六条の許可に係る事業計画（以下この章において単に「事業計画」という。）に定めるところに従わなければならない。

(事業計画の変更)

第十二条 一般信書便事業者は、事業計画の変更

（第三項に規定するものを除く。）をしようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

- 2 第九条の規定は、前項の認可について準用する。
- 3 一般信書便事業者は、総務省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(事業の譲渡し及び譲受け等)

第十三条 一般信書便事業の譲渡し及び譲受けは、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 2 一般信書便事業者たる法人の合併及び分割は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般信書便事業者たる法人と一般信書便事業を営まない法人が合併する場合において一般信書便事業者たる法人が存続するとき、又は一般信書便事業者たる法人が分割をする場合において一般信書便事業を承継させないときは、この限りでない。
- 3 第八条及び第九条の規定は、前二項の認可について準用する。
- 4 第一項の認可を受けて一般信書便事業を譲り受けた者又は第二項の認可を受けて一般信書便事業者たる法人が合併若しくは分割をした場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により一般信書便事業を承継した法人は、第六条の許可に基づく権利義務を承継する。

(相続)

第十四条 一般信書便事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該一般信書便事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。次項において同じ。）が被相続人の営んでいた一般信書便事業を引き続き営もうとするときは、被相続人の死亡後六十日以内に、総務大臣の認可を

受けなければならない。

- 2 相続人が前項の認可の申請をした場合には、被相続人の死亡の日からその認可をする旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした一般信書便事業の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。
- 3 第八条及び第九条の規定は、第一項の認可について準用する。
- 4 第一項の認可を受けた者は、被相続人に係る第六条の許可に基づく権利義務を承継する。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

- 第十五条 一般信書便事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、総務大臣の許可を受けなければならない。
- 2 一般信書便事業者たる法人の解散の決議又は総社員の同意は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
 - 3 総務大臣は、一般信書便事業の休止若しくは廃止又は法人の解散により公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除き、第一項の許可又は前項の認可をしなければならない。

第二節 業務

(料金)

- 第十六条 一般信書便事業者は、総務省令で定めるところにより、一般信書便役務に関する料金を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の料金（総務省令で定める料金を除く。第二十七条第二号において同じ。）は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。
 - 一 配達地により異なる額が定められていないこと（一般信書便事業者の一の事業所においてその引受け及び配達を行う信書便物に係る料金を除く。）。
 - 二 大きさ及び形状が総務省令で定める基準に

適合する信書便物であって、その重量が二十五グラム以下のものに係る料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。

- 三 定率又は定額をもって明確に定められていること。
- 四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(信書便約款)

- 第十七条 一般信書便事業者は、信書便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める事項に係るものを除く。）について信書便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
 - 一 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の収受に関する事項その他一般信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。
 - 二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(料金等の掲示)

- 第十八条 一般信書便事業者は、第十六条第一項の規定により届け出た料金、前条第一項の認可を受けた信書便約款（同項の総務省令で定める事項に係る提供条件を含む。次条において同じ。）その他総務省令で定める事項をその営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(一般信書便役務の提供義務等)

- 第十九条 一般信書便事業者は、正当な理由がな

ければ、一般信書便役務の提供を拒んではならない。

- 2 一般信書便事業者は、第十六条第一項の規定により届け出た料金及び第十七条第一項の認可を受けた信書便約款によらなければ一般信書便役務を提供してはならない。
- 3 一般信書便事業者は、第十七条第一項の認可を受けた信書便約款によらなければ一般信書便役務以外の信書便の役務を提供してはならない。

(信書便物であることの表示)

第二十条 一般信書便事業者は、信書便物を引き受けたとき、又は信書の送達の事業に関する協定若しくは契約を締結した外国信書便事業者から信書便物を引き渡されたときは、総務省令で定める場合を除き、総務省令で定めるところにより、当該信書便物の表面の見やすい所に当該一般信書便事業者の取扱いに係る信書便物であることを表示しなければならない。

(還付できない信書便物の措置)

第二十一条 一般信書便事業者は、受取人不明その他の事由により信書便物を送達することができない場合において、差出人不明その他の事由により当該信書便物を差出人に還付することができないときは、総務省令で定めるところにより、当該信書便物を開くことができる。

- 2 一般信書便事業者は、前項の規定により当該信書便物を開いてもなお当該信書便物を送達し、又は差出人に還付することができないときは、総務省令で定めるところにより、当該信書便物を管理しなければならない。

(信書便管理規程)

第二十二条 一般信書便事業者は、その取扱中に係る信書便物の秘密を保護するため、総務省令で定めるところにより、信書便の業務の管理に関する事項について信書便管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 総務大臣は、信書便管理規程が一般信書便事業者の取扱中に係る信書便物の秘密を保護するものとして適当であると認めるときは、前項の認可をしなければならない。

- 3 一般信書便事業者及びその従業者は、信書便管理規程を守らなければならない。

(業務の委託)

第二十三条 一般信書便事業者は、信書便の業務の一部を委託しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

- 2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
 - 一 当該委託を必要とする特別の事情があること。
 - 二 受託者が当該業務を行うのに適している者であること。

(他の一般信書便事業者との協定等)

第二十四条 一般信書便事業者は、他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約（信書便の業務の一部の委託に関するものを除く。次項及び次条において同じ。）を締結しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

- 2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
 - 一 当該協定又は契約の締結を必要とする特別の事情があること。
 - 二 一般信書便役務を提供するための協定又は契約でないこと。

(外国信書便事業者との協定等)

第二十五条 一般信書便事業者は、外国信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

第三節 監督

(事業計画の遵守命令)

第二十六条 総務大臣は、一般信書便事業者が第十一条の規定に違反していると認めるときは、当該一般信書便事業者に対し、事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができる。

(事業改善の命令)

第二十七条 総務大臣は、一般信書便事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般信書便事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 事業計画、信書便約款又は信書便管理規程を変更すること。
- 二 一般信書便役務に関する料金が第十六条第二項各号のいずれかに適合していないと認められる場合において、当該料金を変更すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、事業の運営を改善するために必要な措置をとること。

(許可の取消し等)

第二十八条 総務大臣は、一般信書便事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第六条の許可を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。
- 二 第八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

第三章 特定信書便事業

(事業の許可)

第二十九条 特定信書便事業を営もうとする者は、総務大臣の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第三十条 前条の許可を受けようとする者は、次

に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 信書便物の送達の方法その他総務省令で定める事項に関する事業計画
 - 三 他に事業を行っているときは、その事業の種類
- 2 前項の申請書には、事業収支見積書その他総務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第三十一条 総務大臣は、第二十九条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

- 一 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。
- 二 前号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- 三 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

(事業の休止及び廃止)

第三十二条 特定信書便事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(準用)

第三十三条 第八条の規定は特定信書便事業の許可について、第十条から第十四条まで、第十七条、第十九条第三項、第二十条から第二十八条まで（第二十七条第二号を除く。）の規定は特定信書便事業者についてそれぞれ準用する。この場合において、第八条、第十一条、第十三条第四項、第十四条第四項及び第二十八条中「第六条」とあるのは「第二十九条」と、第十条中「第七条第一項第一号又は第三号」とあるのは

「第三十条第一項第一号又は第三号」と、第十二条第二項、第十三条第三項及び第十四条第三項中「第九条」とあるのは「第三十一条」と、第十九条第三項中「一般信書便役務以外の信書便の役務」とあるのは「特定信書便役務」と、第二十七条第三号中「前二号」とあるのは「第一号」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

(許可等の条件)

第三十四条 この法律に規定する許可又は認可には、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

- 2 前項の条件又は期限は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(適用除外)

第三十五条 第六条及び第二十九条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 運送業者がその運送方法により貨物に添付する無封の添え状又は送り状の送達を行う場合
- 二 一般信書便事業者又は特定信書便事業者から信書便の業務の一部の委託を受けた者が当該委託に係る信書便物の送達を行う場合
- 三 一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結した外国信書便事業者が当該協定又は契約に基づき信書便物の送達を行う場合

(報告の徴収及び立入検査)

第三十六条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、総務省令で定めるところにより、一般信書便事業者又は特定信書便事業者に対し、その事業に関し、報告をさせることができる。

- 2 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度に

おいて、その職員に、一般信書便事業者又は特定信書便事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(審議会等への諮問)

第三十七条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（次条第二項において「審議会等」という。）に諮問しなければならない。

- 一 第二条第四項第二号、同条第七項第三号、第九条第二号又は第十六条第二項第二号の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。
- 二 第六条若しくは第二十九条の規定による許可又は第十二条第一項、第十七条第一項若しくは第二十二条第一項（これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による認可をしようとするとき。
- 三 第二十七条（第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による命令をし、又は第二十八条第一号（第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消しをしようとするとき。

(聴聞の特例)

第三十八条 総務大臣は、第二十六条から第二十八条まで（これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 2 前項に規定する処分に係る聴聞を行う場合に

において、当該処分が前条の規定により審議会等に諮問すべきこととされている処分であるときは、当該処分に係る聴聞の主宰者は、審議会等の委員のうちから、審議会等の推薦により指名するものとする。

- 3 第一項に規定する処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(不服申立ての手続における意見の聴取)

第三十九条 この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、審査請求人又は異議申立人に対し、相当な期間を置いて予告をした上、意見の聴取をした後にしなければならない。

- 2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。
- 3 第一項の意見の聴取に際しては、審査請求人又は異議申立人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(総務省令への委任)

第四十条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(経過措置)

第四十一条 この法律の規定に基づき総務省令を制定し、又は改廃する場合においては、その総務省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(権限の委任)

第四十二条 この法律に規定する総務大臣の権限

は、総務省令で定めるところにより、その一部を総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長に委任することができる。

第五章 罰則

第四十三条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物を正当の事由なく開き、き損し、隠匿し、放棄し、又は受取人でない者に交付した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに從つて処断する。

- 2 前項の罪の未遂は、罰する。

第四十四条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書の秘密を侵した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 2 信書便の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 3 前二項の罪の未遂は、罰する。

第四十五条 第二十八条（第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第一項（第三十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して事業計画を変更した者
- 二 第十五条第一項の規定に違反して一般信書便事業を休止し、又は廃止した者
- 三 第十九条第一項の規定に違反して一般信書便役務の提供を拒んだ者
- 四 第十九条第二項の規定又は同条第三項（第

三十三条において準用する場合を含む。)の
規定に違反して信書便の役務を提供した者

五 第二十二條第一項(第三十三條において準
用する場合を含む。)の規定に違反して信書
便の業務を行った者

六 第二十三條第一項(第三十三條において準
用する場合を含む。)の規定に違反して信書
便の業務の一部を委託した者

七 第二十四條第一項又は第二十五條(これら
の規定を第三十三條において準用する場合を
含む。)の規定に違反して協定又は契約を締
結した者

八 第二十六條又は第二十七條(これらの規定
を第三十三條において準用する場合を含む。)
の規定による命令に違反した者

九 第三十六條第一項の規定による報告をせ
ず、又は虚偽の報告をした者

十 第三十六條第二項の規定による検査を拒
み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問対し
て陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第四十七條 次の各号のいずれかに該当する物を
一般信書便事業者又は特定信書便事業者に信書
便物として差し出した者は、五十万円以下の罰
金に処する。

一 爆発性、発火性その他の危険性のある物で
総務大臣の指定するもの

二 毒薬、劇薬、毒物又は劇物(官公署、医師、
歯科医師、獣医師、薬剤師又は毒劇物営業者
が差し出すものを除く。)

三 生きた病原体又は生きた病原体を含有し、
若しくは生きた病原体が付着していると認め
られる物(官公署、細菌検査所、医師又は獣
医師が差し出すものを除く。)

四 法令に基づき移動又は頒布を禁止された物

2 前項の場合において、犯人が信書便物として
差し出した物は没収する。

第四十八條 詐欺、恐喝又は脅迫の目的をもって、

真実に反する住所、居所、所在地、氏名、名称
又は通信文を記載した信書便物を一般信書便事
業者又は特定信書便事業者に差し出し、又は他
人に差し出させた者は、五十万円以下の罰金に
処する。

第四十九條 信書便の業務に従事する者が重大な
過失によって信書便物を失ったときは、三十万
円以下の罰金に処する。

第五十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代
理人、使用人その他の従業者が、その法人又は
人の業務に関し、第四十四條第二項若しくは第
三項(同條第二項に係る部分に限る。)、第四十
五條又は第四十六條の違反行為をしたときは、
行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、
各本條の罰金刑を科する。

第五十一條 次の各号のいずれかに該当する者
は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十條若しくは第十二條第三項(これらの
規定を第三十三條において準用する場合を含
む。)又は第三十二條の規定による届出をせ
ず、又は虚偽の届出をした者

二 第十八條の規定による掲示をせず、又は虚
偽の掲示をした者

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十五年四月一日から施
行する。ただし、第三十七條(第一号に係る
部分に限る。次條第一項において同じ。)の規
定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二條 第三十七條の規定の施行の日から日本郵
政公社法施行法(平成十四年法律第九十八号)
の施行の日の前日までの間における同條の規定
の適用については、同條中「審議会等(国家行

政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（次条第二項において「審議会等」という。）」とあるのは、「郵政審議会」とする。

- 2 前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

（平成十七年十月二十一日法律第百二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

資料 3

民間事業者による 信書の送達に関する法律施行規則

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則 (平成15年総務省令第27号)

目次

第一章 総則 (第一条 - 第四条)
第二章 一般信書便事業
第一節 事業の許可 (第五条 - 第十九条)
第二節 業務 (第二十条 - 第三十四条)
第三章 特定信書便事業 (第三十五条 - 第四十条)
第四章 雑則 (第四十一条 - 第四十九条)
附則

第一章 総則

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、民間事業者による信書の送達に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（一般信書便役務の三日以内の送達日数に算入しない日）

第二条 法第二条第四項第二号の総務省令で定める日は、次の各号に掲げる日とする。

一 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）を除く。以下「年末年始の休日」という。）

二 法第六条の許可に係る事業計画において一般信書便事業者が一般信書便物の配達業務を行わないこととする毎週一日特定の曜日がある場合にあっては、当該曜日（祝日法による休日及び前号に掲げる日を除く。）

（一般信書便物を三日を超えて送達する地域及び当該地域における送達日数）

第三条 法第二条第四項第二号の総務省令で定める地域及び日数は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

- 一 一日に一回以上信書便物の送達に利用できる交通手段がない離島（本州、北海道、四国、九州及び沖縄の本島との間を連絡する道路が整備されていない島をいう。次号において同じ。） 二週間
- 二 前号以外の離島 五日（祝日法による休日及び前条各号に掲げる日の日数は、算入しない。）

（特定信書便役務の料金の額）

第四条 法第二条第七項第三号の総務省令で定める額は、次のとおりとする。

- 一 引受地及び配達地のいずれもが国内にある信書便の役務の料金の額 千円
- 二 引受地又は配達地のいずれかが外国にある信書便の役務（以下「国際信書便の役務」という。）の料金の額 別表に定める額

2 国際信書便の役務の引受地が外国にある場合における前項第二号の規定の適用に係る外国通貨の本邦通貨への換算は、当該役務の料金が納付された日における外国為替相場（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。）を用いて行うものとする。

第二章 一般信書便事業

第一節 事業の許可

（事業の許可の申請）

第五条 法第七条第一項の申請書は、様式第一によるものとする。

（事業計画）

第六条 法第七条第一項第二号の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 信書便物の引受けの方法に関する次に掲げる事項

- イ 信書便差出箱の構造及び外観
- ロ 信書便差出箱の設置の方針
- ハ 信書便差出箱から信書便物の取集めの業務を行わないこととする日その他の条件がある場合にあっては、当該条件
- ニ 信書便差出箱の設置のほか、他の方法により信書便物を引き受ける場合にあっては、当該信書便物の引受けの方法

二 信書便物の配達の方法に関する次に掲げる事項

- イ 一般信書便物の配達業務を行わないこととする日がある場合にあっては、当該日
- ロ 一般信書便物をそのあて所に配達しない地域その他の条件がある場合にあっては、当該条件及びその場合の配達の方法

三 一般信書便物の送達日数

四 国際信書便の役務にあっては、当該役務に係る外国の国名、地域名又は地名

(添付書類)

第七条 法第七条第二項の事業収支見積書は、様式第二によるものとする。

2 法第七条第二項の総務省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

- 一 信書便管理規程の概要を記載した書類
- 二 信書便の業務の一部を委託する場合は、受託者との契約書の写し又はその計画を記載した書類
- 三 他の一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者又は外国信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結する場合は、その者との協定書若しくは契約書の写し又はその計画を記載した書類

四 信書便物の送達に自動車その他の輸送手段を使用する場合であって行政庁の許可その他の処分を要するときは、その許可証等の写し(許可等の申請をしている場合は、その申請書

の写し)又はその手続の状況を記載した書類

五 事業開始予定の日を記載した書類

六 様式第三による事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

七 国際信書便の役務を提供する場合は、当該役務に係る外国の法令に準拠して信書の送達の事業を行うことができることを証する書類

八 当該許可を受けようとする申請者の次に掲げる区分に応じ、次に掲げる書類

イ 既存の法人 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに役員又は社員の名簿及び履歴書

ロ 株式会社を設立しようとする者 定款の謄本、発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書並びに株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類

ハ ロ以外の法人を設立しようとする者 定款又は寄附行為の謄本並びに発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書

ニ 個人 資産目録、氏名、住所及び生年月日を証する書類並びに履歴書

ホ 外国人 国内における住所又は居所を証する書類

ヘ 外国法人 国内における代表者の氏名並びに主たる営業所の名称及び所在地を証する書類

九 法第八条各号に該当しないことを示す書類

(信書便差出箱の基準)

第八条 法第九条第二号イの総務省令で定める信書便差出箱の基準は、次のとおりとする。

一 構造が容易に壊れにくく、かつ、信書便物の取出口に施錠することができるものであること。

二 信書便物の差入口の構造が信書便物を容易に抜き取ることができないようなものであること。

三 外観が他の一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者の設置する信書便差出箱又は郵便差出箱と紛らわしいものでないこと。

四 信書便差出箱の見やすい所に当該信書便差出箱を設置した一般信書便事業者の氏名若しくは名称又は当該一般信書便事業者を示す標章、信書便差出箱を利用することができる日及び時間（信書便差出箱を終日利用することができない場所に設置する場合に限る。）並びに信書便物の取集時刻の表示を付したものであること。

（信書便物の引受けの方法の基準）

第九条 法第九条第二号イの総務省令で定める信書便物の引受けの方法の基準は、次のとおりとする。

一 次のイからホまでに掲げる市町村又は特別区の区分に応じ、市町村又は特別区の人口（公表された最近の国勢調査の結果によるものとし、許可の申請後において新たに国勢調査の結果が公表された場合にあっては、その人口）に当該イからホまでに掲げる率を乗じて得た数（一未満の端数があるときは、これを一に切り上げた数）以上の数の信書便差出箱を各市町村又は各特別区ごとに設置すること。

イ 東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市 ○・〇〇〇五

ロ 人口が十万人以上である市（イに該当するものを除く。） ○・〇〇〇六

ハ 人口が二万五千人以上十万人未満である市町村（ホに該当するものを除く。） ○・〇〇〇八

ニ 人口が二万五千人未満である市町村（ホに該当するものを除く。） ○・〇〇一二

ホ 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をその区域とする市町村 ○・〇

〇一九

二 信書便差出箱を各市町村内及び各特別区内に満遍なく設置すること。

三 信書便差出箱を公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は駅、小売店舗その他の公衆が容易に出入りすることができる施設内であって往来する公衆の目につきやすい場所に設置すること。

（信書便物の配達の方法の基準）

第十条 法第九条第二号ロの総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる日を除き、一日に一回以上一般信書便物の配達を行うことができること。

イ 祝日法による休日

ロ 年末年始の休日

ハ 一般信書便事業者が一般信書便物の配達業務を行わないこととする毎週一日特定の曜日がある場合にあっては、当該曜日（イ及びロに掲げる日を除く。）

二 特に交通困難であるため周年又は一定期間内あて所への配達の方法により信書便物を配達することができない地域にあてて差し出された場合その他の相当の事由がある場合を除き、一般信書便物をそのあて所に配達することができること。

（氏名等の変更の届出）

第十一条 法第十条の届出をしようとする者は、当該変更が行われたことを証する書類を添えて、様式第四の届出書を提出しなければならない。

（事業計画の変更の認可の申請）

第十二条 法第十二条第一項の変更の認可を受けようとする者は、様式第五の申請書に、第七条に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて提出しなければならない。

(軽微な変更の届出)

第十三条 法第十二条第三項の総務省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更は、次のとおりとする。

- 一 第九条第一号に規定する基準を下回らない範囲内における信書便差出箱の設置数の変更
- 二 一般信書便役務の送達日数が法第二条第四項第二号に規定する日数及び第三条に規定する日数を越えることとならない範囲内における信書便物の取集めの業務を行わないこととする条件の変更
- 三 祝日法による休日及び年末年始の休日の範囲内における一般信書便物の配達業務を行わないこととする日の変更並びに一般信書便物の配達業務を行わないこととする毎週一日特定の曜日の変更
- 四 法第二条第四項第二号に規定する日数及び第三条に規定する日数を越えない範囲内における一般信書便物の送達日数の変更
- 五 法第六条の規定に基づく一般信書便事業の許可又は法第十二条第一項の規定に基づく事業計画の変更の認可に係る第七条第二項第七号の書類により証された信書の送達の事業を行うことができる国の範囲内（地域である場合にあっては、当該地域の範囲内）における取扱地の変更

2 法第十二条第三項の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、第七条に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて提出しなければならない。

(事業計画の変更の認可の申請又は届出に関する手続の省略)

第十四条 法第十三条第一項の一般信書便事業の譲渡し及び譲受け、同条第二項の一般信書便事業者たる法人の合併若しくは分割、法第十四条第一項の相続、法第二十三条第一項の信書便の業務の一部の委託又は法第二十四条第一項若しくは第二十五条の信書の送達の事業に関する協

定若しくは契約の認可を受けようとする一般信書便事業者は、これらの事由に伴って事業計画を変更しようとするときには、当該認可の申請書に事業計画について変更しようとする事項を記載した書類（新旧の対照を明示すること。）及び第七条に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付することにより、当該事業計画の変更の認可の申請又は届出に関する手続を省略することができる。

(事業の譲渡し及び譲受けの認可の申請)

第十五条 法第十三条第一項の認可を受けようとする者は、様式第七の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 譲渡しに関する契約書の写し
- 二 譲渡価額の算出の根拠その他譲渡の実施に関する細目を記載した書類
- 三 譲受けに要する資金の額及び調達方法を記載した書類
- 四 譲受人の譲受けの日以降における様式第二の事業収支見積書
- 五 譲受人が一般信書便事業者以外の者であるときは、第七条第二項第八号及び第九号に掲げる書類並びに他に行っている事業の種類を記載した書類

(法人の合併及び分割の認可の申請)

第十六条 法第十三条第二項の認可を受けようとする者は、様式第八の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 合併に関する契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 二 合併又は分割の条件に関する説明書
- 三 合併又は分割の日以降における様式第二の事業収支見積書
- 四 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は当該分割により一般信書便事業を承継する法人が一般信書便事業者以外の者であるときは、第七条第二項第八号及び第

九号に掲げる書類並びに他にしている事業の種類を記載した書類

(相続人の事業継続の認可の申請)

第十七条 法第十四条第一項の認可を受けようとする者は、様式第九の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 申請者と被相続人との続柄を証する書類
- 二 申請者の履歴書及び資産目録
- 三 申請者以外に相続人があるときは、その者の氏名及び住所を記載した書面並びに当該申請に対する同意書
- 四 申請者が一般信書便事業者以外の者であるときは、第七条第二項第九号に掲げる書類及び他にしている事業の種類を記載した書類

(事業の休止及び廃止の許可の申請)

第十八条 法第十五条第一項の許可を受けようとする者は、様式第十の申請書を提出しなければならない。

(法人の解散決議等の認可の申請)

第十九条 法第十五条第二項の認可を受けようとする者は、様式第十一の申請書に、解散の決議又は総社員の同意を証する書類を添えて、提出しなければならない。

第二節 業務

(料金の届出)

第二十条 法第十六条第一項の規定により料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該料金の実施予定日の三十日前までに、様式第十二の届出書に、次に掲げる事項を記載して提出しなければならない。

- 一 料金を適用する期間（限定する場合に限る。）並びに料金の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合にあっては、新旧の対照を明示すること。）

二 実施予定日

三 変更の届出の場合にあっては、変更を必要とする理由

2 前項第一号に規定する料金を適用する期間並びに料金の種類、額及び適用方法については、一般信書便物の送達の役務に付加する役務（以下この項及び次条において「付加役務」という。）を提供する場合にあっては、一般信書便物の送達の役務に係る料金（次条において「送達料金」という。）と付加役務に係る料金とを区分して記載するものとする。

(法第十六条第二項各号の基準を適用しない料金)

第二十一条 法第十六条第二項の総務省令で定める料金は、送達料金以外の付加役務に係る料金、手数料その他の料金とする。

(料金上限規制の対象となる二十五グラム以下の信書便物の大きさ及び形状の基準)

第二十二条 法第十六条第二項第二号の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 表面及び裏面が長方形で、その大きさが長さ十四センチメートルから二十三・五センチメートルまで、幅九センチメートルから十二センチメートルまでのものであって、厚さが最も厚い部分において一センチメートルを超えないものであること。

二 次のいずれかに該当するもの（第二十条第一項第一号に規定する料金の適用方法において定める信書便物の包装その他の形状の条件を具備しないものを除く。）であること。

イ 封筒若しくは袋を用いて又はこれに代わるもので包装し、その納入口又はこれに相当する部分の全部を送達中容易に開かないように封じたものであること。

ロ 包装しなくても送達中にき損せず、他の信書便物に損傷を与えないものであること。

(大きさ及び形状の基準に適合する二十五グラム以下の信書便物の料金上限の額)

第二十三条 法第十六条第二項第二号の総務省令で定める額は、八十円とする。

(信書便約款の認可の申請)

第二十四条 法第十七条第一項の認可を受けようとする者は、様式第十三の申請書に、信書便約款(変更の認可申請の場合は、信書便約款の新旧対照)を添えて提出しなければならない。

2 法第十七条第一項の信書便約款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 信書便の役務の名称及び内容
- 二 信書便物の引受けの条件
- 三 信書便物の配達条件
- 四 信書便物の転送及び還付の条件
- 五 信書便物の送達日数
- 六 信書便の役務に関する料金の收受及び払戻しの方法
- 七 送達責任の始期及び終期並びに損害賠償の条件
- 八 その他信書便約款の内容として必要な事項

(信書便約款の認可を要しない提供条件)

第二十五条 法第十七条第一項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 信書便の役務の利用に際して利用者が記載する事項に関する書類の様式その他の利用者の権利及び義務に重要な関係を有しない信書便の役務に関する提供条件
- 二 信書便の役務の種類及び期間を限定して試験的に提供する信書便の役務に関する提供条件

(揭示事項)

第二十六条 法第十八条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 信書便物に表示される一般信書便事業者の氏名若しくは名称又は一般信書便事業者を示す

標章

二 天災その他やむを得ない事由により信書便の役務の利用を制限し、又は信書便の業務を停止する場合は、制限する利用の範囲又は停止する業務の内容、期間その他必要な事項

(信書便物であることの表示を要しない場合)

第二十七条 法第二十条の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 次条第二項第一号及び第二号に掲げる事項が表示されている信書便物を他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者から引き渡されたとき。
- 二 差し出された信書便物に次条第二項第一号及び第二号(国際信書便の役務により送達される信書便物にあつては、同項第一号、第二号及び第四号)に掲げる事項が表示されている場合であつて、かつ、一般信書便事業者が当該信書便物に同項第三号に掲げる事項を表示しないことについて当該信書便物の差出人が同意しているとき。

(信書便物であることの表示の方法)

第二十八条 法第二十条の信書便物であることの表示は、一般信書便事業者が、信書便物を引き受けた後、又は外国信書便事業者から信書便物を引き渡された後、速やかに行わなければならない。

2 前項の表示は、次に掲げる事項を信書便物の表面に明瞭に記載しなければならない。

- 一 信書便物であることを示す表示
- 二 一般信書便事業者の氏名若しくは名称又は一般信書便事業者を示す標章
- 三 信書便物を引き受けた日
- 四 外国信書便事業者と協定又は契約を締結して行う国際信書便の役務により外国にあてて送達される信書便物にあつては、前三号に掲げる事項のほか、当該信書便物を取り扱う当該外国信書便事業者の氏名若しくは名称又は

当該外国信書便事業者を示す標章

(還付できない信書便物の開披の方法)

第二十九条 一般信書便事業者は、法第二十一条第一項の規定により信書便物を開くときには、その事業場において信書便管理規程に基づき選任された信書便の業務を管理する者(第三十一条において「信書便管理者」という。)の立会いの下でこれを行い、当該信書便物を送達し、又は還付するために必要な事項を確認した後は、直ちに当該信書便物を修補しなければならない。

(開いてもなお還付できない信書便物の管理の方法)

第三十条 一般信書便事業者は、法第二十一条第二項の規定により信書便物を管理するときには、前条の規定による修補を行った後、その事業場の施錠できる場所において当該信書便物を保管し、その交付の請求又は照会に対して、速やかに回答できるようにするため、その処理状況を記録しなければならない。

- 2 一般信書便事業者は、前項の規定により保管した信書便物で有価物でないものにあつては、その保管を開始した日から三月以内にその交付を請求する者がいないときには、当該信書便物に記された内容を判読することができないように裁断その他の措置を講じた上でこれを棄却し、有価物で滅失若しくはき損のおそれがあるもの又はその保管に過分の費用を要するものにあつては、これを売却することができる。この場合において、当該一般信書便事業者は、売却費用を控除した売却代金の残額を保管しなければならない。
- 3 一般信書便事業者は、第一項の規定により当該信書便物の保管を開始した日から一年以内にその交付を請求する者がいないときには、前項の規定により売却された有価物以外の有価物及び同項の規定により保管される売却代金を処分す

ることができる。

(信書便管理規程の認可の申請)

第三十一条 法第二十二条第一項の認可を受けようとする者は、様式第十四の申請書に、信書便管理規程(変更の認可申請の場合は、信書便管理規程の新旧対照)を添えて提出しなければならない。

2 法第二十二条第一項の信書便管理規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 信書便管理者の事業場ごとの選任及び次に掲げる事項を職務に含むその具体的な職務の内容

イ 信書便の業務の監督

ロ 顧客の情報及び信書便物の管理

二 信書便差出箱の点検その他の管理方法及び信書便物の引受け、配達その他の信書便の業務における信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法

三 事故若しくは犯罪行為の発生又は犯罪捜査時の信書便管理者その他の信書便の業務に従事する者がとるべき報告、記録その他の措置

四 信書便の業務に従事する者に対する教育及び訓練の実施

(業務の委託の認可の申請)

第三十二条 法第二十三条第一項の認可を受けようとする者は、様式第十五の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

一 受託者が法第八条各号に該当しないことを示す書類

二 委託契約書の写し

三 信書便物の授受の方法その他の委託の実施方法に関する細目を記載した書類

2 前項の規定による申請書の提出は、総務大臣がその都度の申請の必要がないと認める場合においては、一定の期間内の委託に関し一括して行うことができる。この場合においては、申請書の記載事項及び添付書類のうち総務大臣が必

要がないと認めるものの記載及び添付を省略することができる。

(他の一般信書便事業者との協定等の認可の申請)

第三十三条 法第二十四条第一項の認可を受けようとする者は、様式第十六の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 協定書又は契約書の写し
- 二 協定又は契約の実施方法の細目を記載した書類

(外国信書便事業者との協定等の認可の申請)

第三十四条 法第二十五条の認可を受けようとする者は、様式第十七の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 協定書又は契約書の写し
- 二 協定又は契約を締結しようとする外国信書便事業者に関する次に掲げる書類
 - イ 協定又は契約を締結しようとする相手方が外国において当該外国の法令に準拠して信書の送達の事業を行うことができることを証する書類
 - ロ 外国信書便事業者の取扱中における信書便物の責任に関する事項が適正かつ明確に定められている当該外国信書便事業者の約款その他の取扱内容を記載した書類

第三章 特定信書便事業

(事業の許可の申請)

第三十五条 法第三十条第一項の申請書は、様式第十八によるものとする。

(事業計画)

第三十六条 法第三十条第一項第二号の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定信書便役務の種類
- 二 信書便物の引受けの方法

三 信書便物の配達の方法

四 法第二条第七項第二号に係る特定信書便役務を提供しようとする場合にあっては、前三号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項

- イ 提供区域又は区間
 - ロ 信書便物の送達に用いる送達手段
 - ハ 信書便物の送達が車両によって行われる場合にあっては、その事業の計画が道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の規定及び同法に基づく命令の規定を遵守するために適切なものであることを示す事項
- 五 国際信書便の役務にあっては、当該役務に係る外国の国名、地域名又は地名

(添付書類)

第三十七条 法第三十条第二項の事業収支見積書は、様式第二によるものとする。

2 法第三十条第二項の総務省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

- 一 信書便管理規程の概要を記載した書類
- 二 信書便の業務の一部を委託する場合は、受託者との契約書の写し又はその計画を記載した書類
- 三 他の一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者又は外国信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結する場合は、その者との協定書若しくは契約書の写し又はその計画を記載した書類
- 四 特定信書便役務の内容を記載した書類
- 五 信書便物の送達に自動車その他の輸送手段を使用する場合であって行政庁の許可その他の処分を要するときは、その許可証等の写し（許可等の申請をしている場合は、その申請書の写し）又はその手続の状況を記載した書類
- 六 事業開始予定の日を記載した書類
- 七 様式第三による事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 八 国際信書便の役務を提供する場合は、当該役務に係る外国の法令に準拠して信書の送達

の事業を行うことができることを証する書類

九 当該許可を受けようとする申請者の次に掲げる区分に応じ、次に掲げる書類

イ 既存の法人 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに役員又は社員の名簿及び履歴書

ロ 株式会社を設立しようとする者 定款の謄本、発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書並びに株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類

ハ ロ以外の法人を設立しようとする者 定款又は寄附行為の謄本並びに発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書

ニ 個人 資産目録、氏名、住所及び生年月日を証する書類並びに履歴書

ホ 外国人 国内における住所又は居所を証する書類

ヘ 外国法人 国内における代表者の氏名並びに主たる営業所の名称及び所在地を証する書類

十 法第八条各号に該当しないことを示す書類

3 法第二十九条の許可及び法第三十三条において準用する法第二十二条第一項の認可の申請を同時に行う場合にあっては、法第三十条第二項の総務省令で定める事項を記載した書類は、前項の規定にかかわらず、同項第二号から第十号までに掲げる書類とする。

(事業の休止及び廃止の届出)

第三十八条 法第三十二条の届出をしようとする者は、様式第十九の届出書を提出しなければならない。

(軽微な変更の届出)

第三十九条 法第三十三条において準用する法第十二条第三項の総務省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更は、次のとおりとする。

一 特定信書便役務の種類の減少及びこれに伴

う事業計画記載事項の変更

二 法第二条第七項第二号に係る特定信書便役務の提供区域又は区間の変更（減少するものに限る。）

三 法第二十九条の規定に基づく特定信書便事業の許可又は法第三十三条において準用する法第十二条第一項の規定に基づく事業計画の変更の認可に係る第三十七条第二項第八号の書類により証された信書の送達の事業を行うことができる国の範囲内（地域である場合にあっては、当該地域の範囲内）における取扱いの変更

2 法第三十三条において準用する法第十二条第三項の規定による届出は、様式第六の届出書に、第三十七条に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて提出しなければならない。

(準用)

第四十条 第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条から第三十四条までの規定は特定信書便事業者について準用する。この場合において、第十二条及び第十四条中「第七条」とあるのは「第三十七条」と、第十五条第五号及び第十六条第四号中「第七条第二項第八号及び第九号」とあるのは「第三十七条第二項第九号及び第十号」と、第十七条第四号中「第七条第二項第九号」とあるのは「第三十七条第二項第十号」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

(報告書の提出)

第四十一条 法第三十六条第一項の規定により、一般信書便事業者又は特定信書便事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に当該年度に係る営業報告書を、毎年七月十日までに前年四月一日から当年三月三十一日までの期間に係る事業実績報告書を提出しなければならない。

2 前項の営業報告書は、様式第二十の営業概況報告書、貸借対照表及び損益計算書によるものとし、同項の事業実績報告書は、様式第二十一の信書便事業実績報告書によるものとする。

(臨時の報告)

第四十二条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者は、前条に定める報告書のほか、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

2 総務大臣又は総合通信局長は、前項の報告を求めるときは、報告書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示するものとする。

(立入検査の身分証明書)

第四十三条 法第三十六条第三項の証明書は、様式第二十二によるものとする。

(意見の聴取の公告及び予告)

第四十四条 総務大臣は、法第三十九条に規定する意見の聴取をしようとするときは、意見聴取会を開始すべき日の十日前までに、意見聴取会の期日、場所及び事案の要旨を公告するものとする。

2 総務大臣は、意見の聴取をしようとするときは、意見の聴取を開始すべき日の十日前までに、意見聴取会の期日、場所及び事案の要旨をその処分に係る者又はその異議申立人若しくは審査請求人に予告しなければならない。

(意見聴取会)

第四十五条 意見聴取会は、総務大臣の指名する職員が議長として主宰する。

2 議長は、必要があると認めるときは、関係行政庁の職員、学識経験者その他の参考人に対し、意見聴取会に出席を求めることができる。

3 利害関係人又はその代理人として意見聴取会

に出席しようとする者は、文書をもって、当該事案について利害関係のあることを疎明しなければならない。

4 意見聴取会においては、最初に異議申立人若しくは審査請求人又はこれらの代理人に異議申立て又は審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならない。

5 意見聴取会においては、異議申立人若しくは審査請求人又はこれらの代理人が出席しないときは、議長は異議申立て又は審査請求の朗読をもってその陳述に代えることができる。

6 異議申立人若しくは審査請求人、これらの利害関係人又はこれらの代理人は、意見聴取会において証拠を提示し、又は意見を述べることができる。

7 議長は、議事を整理するため必要があると認めるときは、陳述又は証拠の提示を制限することができる。

8 議長は、意見聴取会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏な言動をする者を退去させることができる。

9 議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。

10 議長は、前項の規定により意見聴取会を延期し、又は続行する場合は、次回の意見聴取会の期日及び場所を定め、これを公告し、異議申立人若しくは審査請求人又はこれらの代理人にこれを通知しなければならない。

(調書)

第四十六条 議長は、意見の聴取に際しては、調書を作成しなければならない。

2 調書には、次に掲げる事項を記載し、議長が署名しなければならない。

一 事案の件名

二 意見聴取会の期日及び場所

三 議長の職名及び氏名

四 異議申立人若しくは審査請求人又はこれら

の代理人の住所及び氏名

五 出席した利害関係人又はその代理人の住所及び氏名

六 出席した行政庁の職員、学識経験者その他の参考人の氏名

七 陳述の要旨

八 証拠が提示されたときは、その旨

九 その他参考となるべき事項

- 3 異議申立人若しくは審査請求人又はこれらの代理人は、当該事案の調書を閲覧することができる。書面をもって当該事案について利害関係のあることを疎明した者及びその代理人も同様とする。

(権限の委任)

第四十七条 法第四十二条の規定により、特定信書便事業（その提供する信書便の役務のうち二以上の総合通信局長の管轄区域にわたる役務又は国際信書便の役務を含むものを除く。）に関する総務大臣の権限（法第三十三条において準用する法第二十七条及び第二十八条（第一号の規定による許可の取消しに係るものに限る。以下この条において同じ。）、法第三十七条並びに法第三十八条（法第三十三条において準用する法第二十七条及び第二十八条の規定による処分に係るものに限る。）に規定するものを除く。）は、総合通信局長に委任する。ただし、法第三十六条第一項及び第二項に規定する権限については、総務大臣が自ら行うことを妨げない。

(届出)

第四十八条 一般信書便事業者及び特定信書便事業者は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときには、その旨を当該各号に掲げる総務大臣又は総合通信局長に届け出なければならない。

- 一 法第六条又は第二十九条の規定により一般信書便事業又は特定信書便事業を開始した場合 当該一般信書便事業又は特定信書便事業

の許可をした総務大臣若しくは総合通信局長

二 法第十三条第一項（法第三十三条において準用する場合を含む。）に規定する一般信書便事業若しくは特定信書便事業の譲渡し及び譲受け又は同条第二項（法第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による法人の合併若しくは分割が終了した場合 当該事項の認可をした総務大臣又は総合通信局長

三 法第十五条第一項又は第三十二条の規定により休止していた一般信書便事業又は特定信書便事業を再開した場合 当該一般信書便事業の休止の許可をした総務大臣又は当該特定信書便事業の休止の届出を受理した総務大臣若しくは総合通信局長

四 法第二十三条第一項（法第三十三条において準用する場合を含む。）の規定により信書便の業務の一部を委託していた一般信書便事業者又は特定信書便事業者がその委託を廃止した場合 当該委託を認可した総務大臣又は総合通信局長

五 法第二十四条第一項又は第二十五条（これらの規定を法第三十三条において準用する場合を含む。）の規定により他の一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者又は外国信書便事業者と協定若しくは契約を締結していた一般信書便事業者又は特定信書便事業者がその協定若しくは契約を廃止した場合 当該協定若しくは契約を認可した総務大臣又は総合通信局長

六 法第二十六条又は第二十七条（これらの規定を法第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による命令を実施した場合 当該命令を発した総務大臣又は総合通信局長

七 一般信書便事業者又は特定信書便事業者たる法人であって、役員又は社員に変更があった場合 当該一般信書便事業又は特定信書便事業の許可をした総務大臣又は総合通信局長

- 2 前項の届出は、届出事由の発生した後遅滞なく（同項第七号に掲げる場合（代表権を有しな

い役員又は社員に変更があった場合に限る。) にあつては前年七月一日から六月三十日までの期間に係る変更について毎年七月三十一日までに) 行わなければならない。

3 第一項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出事項に関し、法人の設立、合併又は分割があつたときは、その登記簿の謄本、役員又は社員に変更があつたときは、新たに役員又は社員になつた者が法第八条第一号及び第二号の規定に該当しない旨の宣誓書を添付しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 届出事項
- 三 届出事由の発生の日

(書類の提出)

第四十九条 法及びこの省令の規定により総合通信局長に提出すべき申請書又は届出書は、それぞれ当該事案の関する土地を管轄する総合通信局長に提出しなければならない。

2 法及びこの省令の規定により総務大臣に提出すべき申請書又は届出書は、申請又は届出をしようとする者の住所を管轄する総合通信局長を経由して提出することができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成十五年三月三十一日総務省令第六十五号)

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成十六年三月十九日総務省令第四十二号)

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成十八年四月二十六日総務省令第七十五号)

この省令は、会社法(平成十七年法律第八十六号)の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

附 則 (平成十九年三月三十一日総務省令第五十号)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

別表（第四条関係）

重 量	地 帯		
	第一地帯	第二地帯	第三地帯
250グラムまで	1,200円	1,400円	1,600円
250グラムを超え 500グラムまで	1,500円	1,800円	2,200円
500グラムを超え 1キログラムまで	2,200円	2,800円	3,600円
1キログラムを超え 2キログラムまで	2,900円	4,100円	5,700円
2キログラムを超え 3キログラムまで	3,600円	5,400円	7,800円
3キログラムを超え 4キログラムまで	4,300円	6,700円	9,900円

（備考）各地帯の地域の明細については、付表に掲げるところによる。

付表 各地帯の地域の明細表

■ 第1地帯

アジア			
アフガニスタン	北朝鮮	パラオ	マカオ
アメリカ合衆国の海外領土 ウェーキ 北マリアナ諸島 グアム ミッドウェイ諸島	シンガポール	バングラデシュ	マレーシア
	スリランカ	東ティモール	ミクロネシア
	タイ	フィリピン	ミャンマー
	大韓民国	ブータン	モルディブ
	台湾	ブルネイ	モンゴル
インド	中華人民共和国	ベトナム	ラオス
インドネシア	ネパール	香港	
カンボジア	パキスタン	マーシャル	

■ 第2地帯

オセアニア地域			
オーストラリア	ツバル	ニュージーランド	フィジー
キリバス	トンガ	バヌアツ	仏領ポリネシア
サモア	ナウル	パプアニューギニア	その他のオセアニアの諸島
ソロモン	ニュー・カレドニア	ビトケアン	

北米、中米及び西インド諸島			
アメリカ合衆国	ガドループ	セントクリストファー・ネイビス	パナマ
アメリカ合衆国の海外領土 プエルトリコ 米領ヴァージン諸島	カナダ	セントビンセント	バハマ
	キューバ	セントルシア	バミューダ諸島
	グアテマラ	タークス及びカイコス諸島	バルバドス
アンギラ	グレナダ	ドミニカ	ベリーズ
アンティグア・バーブーダ	ケイマン諸島	ドミニカ共和国	ホンジュラス
英領ヴァージン諸島	コスタリカ	トリニダード・トバゴ	マルチニーク
エルサルバドル	サンピエール及びミクロン	ニカラグア	メキシコ
オランダ領アンティール及びアルバ	ジャマイカ	ハイチ	モントセラト

ヨーロッパ			
アイスランド	キルギス	スロバキア	ポーランド
アイルランド	グルジア	スロベニア	ボスニア・ヘルツェゴビナ
アゼルバイジャン	クロアチア	セルビア	ポルトガル (アゾレス諸島及び マデイラ諸島を含む。)
アルバニア	サンマリノ	タジキスタン	
アルメニア	ジブラルタル	チェコ	
アンドラ	ジャージー	デンマーク	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国
イタリア	スイス	ドイツ	マルタ
ウクライナ	スウェーデン	トルクメニスタン	モナコ
ウズベキスタン	スペイン	ノルウェー	モルドバ
英国	スペインの海外領土 カナリー諸島 ジャデュー セウタ チャファリナス諸島 バレアレス諸島 メリリア	バチカン	モンテネグロ
エストニア		ハンガリー	ラトビア
オーストリア		フィンランド	リトアニア
オランダ		フランス	リヒテンシュタイン
ガーンジー		ブルガリア	ルーマニア
カザフスタン		ベラルーシ	ルクセンブルク
ギリシャ		ベルギー	ロシア

中近東地域

アラブ首長国連邦	イラン	クウェート	バーレーン
イエメン	オマーン	サウジアラビア	ヨルダン
イスラエル	カタール	シリア	レバノン
イラク	キプロス	トルコ	

第3地帯

アフリカ

アセンション	コートジボワール	ソマリア	マラウイ
アルジェリア	コモロ	タンザニア	マリ
アンゴラ	コンゴ共和国	チャド	南アフリカ共和国
ウガンダ	コンゴ民主共和国	中央アフリカ	モーリシャス
エジプト	サントメ・プリンシペ	チュニジア	モーリタニア
エチオピア	ザンビア	トーゴ	モザンビーク
エリトリア	シエラレオネ	トリスタン・ダ・クーニャ	モロッコ
ガーナ	ジブチ	ナイジェリア	リビア
カーボヴェルデ	ジンバブエ	ナミビア	リベリア
ガボン	スーダン	ニジェール	ルワンダ
カメルーン	スワジランド	ブルキナファソ	レソト
ガンビア	セーシェル	ブルンジ	レユニオン
ギニア	赤道ギニア	ベナン	
ギニアビサウ	セネガル	ボツワナ	
ケニア	セント・ヘレナ	マダガスカル	

南米

アルゼンチン	コロンビア	フォークランド諸島(マルヴィナス諸島)	ペルー
ウルグアイ	スリナム	仏領ギアナ	ボリビア
エクアドル	チリ	ブラジル	
ガイアナ	パラグアイ	ベネズエラ	

信書便に関するお問い合わせ先

名 称	管 轄 区 域	住 所	電話番号・FAX・E-mail
北海道 総合通信局	北海道	〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎 12階	信書便監理官 TEL：011-709-2311（内線:4684） FAX：011-709-2481 E-mail：soudan-hokkaido@rbt.soumu.go.jp
東北 総合通信局	青森県・岩手県 宮城県・秋田県 山形県・福島県	〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 12階	信書便監理官 TEL：022-221-0631 FAX：022-221-0612 E-mail：tohoku-shinshobin@rbt.soumu.go.jp
関東 総合通信局	茨城県・栃木県 群馬県・埼玉県 千葉県・東京都 神奈川県・山梨県	〒102-8795 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 22階	信書便監理官 TEL：03-6238-1642 FAX：03-6238-1649 E-mail：kanto-shinsyobin@rbt.soumu.go.jp
信越 総合通信局	新潟県・長野県	〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎 5階	信書便監理官 TEL：026-234-9932 FAX：026-234-9969 E-mail：shinetsu-shinshobin@rbt.soumu.go.jp
北陸 総合通信局	富山県・石川県 福井県	〒920-8795 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎 6階	信書便監理官 TEL：076-233-4428 FAX：076-233-4499 E-mail：b-pda@rbt.soumu.go.jp
東海 総合通信局	岐阜県・静岡県 愛知県・三重県	〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 4階	信書便監理官 TEL：052-971-9116 FAX：052-971-9118 E-mail：info-tokai@rbt.soumu.go.jp
近畿 総合通信局	滋賀県・京都府 大阪府・兵庫県 奈良県・和歌山県	〒540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 4階	信書便監理官 TEL：06-6942-8596 FAX：06-6942-9014 E-mail：kinki-shinsyobin@rbt.soumu.go.jp
中国 総合通信局	鳥取県・島根県 岡山県・広島県 山口県	〒730-8795 広島市中区東白島町19-36 1階	信書便監理官 TEL：082-222-3400 FAX：082-221-0075 E-mail：chugoku-shinsyobin@rbt.soumu.go.jp
四国 総合通信局	徳島県・香川県 愛媛県・高知県	〒790-8795 松山市宮田町8-5 6階	信書便監理官 TEL：089-936-5031 FAX：089-936-5007 E-mail：shikoku-shinshobin@rbt.soumu.go.jp
九州 総合通信局	福岡県・佐賀県 長崎県・熊本県 大分県・宮崎県 鹿児島県	〒860-8795 熊本市二の丸1-4 熊本合同庁舎第2号館 4階	信書便監理官 TEL：096-326-7848 FAX：096-356-3523 E-mail：kyusyu-shinshobin@rbt.soumu.go.jp
沖縄総合 通信事務所	沖縄県	〒900-8795 那覇市東町26-29 4階	信書便監理官 TEL：098-865-2388 FAX：098-865-2311 E-mail：okinawa-shinshobin@rbt.soumu.go.jp

総務省 情報流通行政局 郵政行政部 信書便事業課

〒100-8926 千代田区霞ヶ関2-1-2

TEL：03-5253-5974・5976 FAX：03-5253-5979 E-mail：shinshobin@soumu.go.jp